

板橋区立学校施設標準設計指針

～基本理念編～

平成 28 年 3 月

板橋区教育委員会

目次

はじめに

I. 学校づくりの要素とプロセス

1. 板橋区の目指す教育と授業革新	— — — —	3
2. 「板橋区立学校施設あり方検討会報告書」の考え方	— — — —	5
3. これからの学校に求められる機能・要素	— — — —	6
4. 学校づくりに関わる関係者	— — — —	9
5. 学校づくりを進める手順	— — — —	10
6. 意見を機能に反映する手順	— — — —	11
7. 会議体と手順のイメージ図	— — — —	12

II. 教育方針を具現化する学校施設の構成

1. 板橋区の目指す教育と学校施設の役割	— — — —	13
2. 学校施設整備の基本方針	— — — —	17
3. 多様な学習活動とオープンスペースの活用	— — — —	36
4. 避難所となる学校づくり	— — — —	46
5. 地域関係者と連携・協働する学校づくり	— — — —	48
6. 特別支援教育に適した学校づくり	— — — —	50
7. 今後の学校施設計画に向けて	— — — —	53

おわりに	— — — —	54
------	---------	----

参考資料	— — — —	55
------	---------	----

はじめに

板橋区基本構想が、平成 27 年 10 月に区議会の議決を経て改定された。新たな基本構想では、概ね 10 年後を想定した将来像を、「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」とし、さらに、将来像を政策分野別に具現化した「9つのまちづくりビジョン」を掲げている。

その中で、教育分野における将来像は、魅力ある学校づくりが進み、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもたちのたくましく生きる力がはぐくまれ、生涯を通じて学び、教えあう環境が整い、「ひと」と「ひと」、「ひと」と「まち」をつなぐコミュニティが形成されていることとしている。

また、平成 28 年度から新たに展開される「板橋区教育ビジョン 2025」及び「いたばし学び支援プラン 2018」（板橋区教育振興推進計画）は、基本構想の教育分野における将来像と、教育大綱の実現に向けた具体的な施策を推進し、教育が中心的に担う人づくりの方向性を明らかにするものとして策定している。

このように、板橋区の望ましい将来像を具現化していくために計画された、様々な施策がスタートする元年となる時期に、板橋区の学校施設のあり方についても検討し、今後の学校施設整備の基本的な考え方（仕様）を定めることで、魅力ある学校づくりを推進し、板橋区の子どもたちが将来を自ら生き抜いていく力を育むことができるより良い教育環境を、教育委員会事務局は着実に構築していかなければならない。

板橋区では、平成 21 年 3 月の「板橋区立学校施設あり方検討会報告書」、並びに、平成 26 年 3 月の「板橋区学校施設大規模改修検討委員会報告書」により、一貫性のある学校施設整備や、維持改修・大規模改修についての基本的な考え方などについて定めてきた。また、板橋第一小学校、赤塚第二中学校、中台中学校の 3 校の改築や複数の大規模改修の実績を評価・検証することで、学校施設の改築・

改修についての知識や経験を蓄積してきており、今後はこれらのノウハウを効果的、効率的に生かしていく学校づくりが重要となる。

一方、学校施設は改築や改修工事の後、数十年の長期間にわたり使用することになるが、教育の内容や方法は時代とともに変化するため、施設整備の基本的な考え方を定める際には、現在の課題を解決するとともに、将来の変化や様々な学習形態に柔軟に対応できることを前提に議論を深めていく必要がある。

この「板橋区立学校施設標準設計指針～基本理念編～」で定めた方向性を、これからの学校づくりに生かし、施設（ハード）と教育活動（ソフト）が連動した学校づくりをさらに推進し、板橋区の子どもたちが主体的・協働的に学び、教職員の多様な教育方法に対応していくことで、新しい教育活動の契機としていくことが、教育委員会事務局の責務である。教育委員会事務局職員が、“教育の板橋”を具現化するために、子どもたちの教育を支える努力を積み重ねていくことにより、板橋区の望ましい将来像を実現することに繋がっていく。

学校施設の改築という大きな事業は、数十年に一度、あるか無いかの大きな機会と位置づけることができる。学校施設全体を大きな「教具」として捉えるなら、学校の施設改築はまたとない大きな教具を購入するチャンスと捉える必要がある。

本設計指針に基づき、板橋第十小学校及び上板橋第二中学校の改築計画を進めていく。その後、検証・検討をしたうえで本設計指針の見直しを行っていく。

「基本理念編」としたのは、資料編として今後の学校改築基本データをまとめていく予定なので、それと別けて作成したもので、学校づくりの要素とプロセス、及び、教育方針を具現化する学校施設の構成をまとめたものである。

第Ⅰ部. 学校づくりの要素とプロセス

1. 板橋区の目指す教育と授業革新

- 「板橋区教育ビジョン 2025」は、板橋区基本構想に掲げられた「概ね 10 年後の“あるべき姿”」と 教育大綱が掲げる将来像の実現に向けて、めざす人間像と未来を担う人に必要とされる資質・能力を踏まえ、具体化している。
- 平成 20 年度に策定された「第一次教育ビジョン」にも、目指す子ども像と子どもたちに必要となる力が示されており、人工知能の時代を迎えるからこそ求められるものがある一方で、人として生きる上で普遍的に必要とされるものもある。
- いつの時代も求められる力は、「主体的・協働的に課題を発見し解決に導く力」であり、「協働して問題解決に取り組む力」である。こういった力をどの子どもにも身に付けさせていくためには、思い切った授業改革が求められる。
- 学校には、自己実現を望む子どものために一所懸命に励む教師がいる。しかし、今までの学校施設には、画一的な教室に変化のない空間がある。その場所は、子どもの主体性も教師の創造性も、限定的にならざるを得ない空間である。
- 「新しい酒は、新しい革袋に」ということわざがある。子どもが主体的・協働的に取り組む授業、教師の創造性が発揮できる授業を実現するためには、それが実現できる施設・設備が必要となってくる。学校施設のあり方や設計、整備、運営方法などを改めて検証・検討することは重要な課題である。
- 現在、電子黒板等の ICT 機器の導入が進み、それらの機器を活用した授業が全ての学校で実施できるようになってきた。パソコン教室のパソコン更改に伴い、タブレット型パソコンを導入することが決まっており、一人ひとりの主体的・協働的学びの実現に向けた取組が急速に進んでいる。
- 今後、区立小中学校で一貫した授業規律、学習展開を推進する取組として、「板橋区授業スタンダード」の全校実施が始まる。また、「学級安定化対策事業（アセスメント）」の実践を行い、子どもが自己の力を十分発揮し、主体的・協働的に取り組む学習環境を確保する計画である。
- このような授業改革に向けたさまざまな取組を複合的に展開するために、教育委員会、教員、保護者や地域関係者の方々が協働していくとともに、教育のソフトの部分と、学校施設のあり方や設計、整備、運営方法を改めて検証・検討するハードの部分が、施策推進の両輪となって有機的に機能することが必要不可欠となる。

■教育の板橋を目指す指標のスタート

「板橋区教育ビジョン2025」は、板橋区基本構想に掲げられた「概ね10年後の“あるべき姿”」と教育大綱が掲げる将来像の実現に向けて、めざす人間像と未来を担う人に必要とされる資質・能力を具体化している。



■授業改革と学校施設の役割

子どもが主体的・協働的に取り組む授業、教師の創造性が発揮できる授業を実現するためには、それが実現できる施設・設備が必要となってくる。学校施設のあり方や、設計・整備・運営の方法などを改めて検証・検討することは重要な課題である。

授業改革に向けたさまざまな取組を複合的に展開するために、教育委員会、教員、保護者や地域関係者の方々が協働していくとともに、教育のソフトの部分と、学校施設の設計などハードの部分が、施策推進の両輪となって機能することが必要不可欠となる。

2. 「板橋区立学校施設あり方検討会報告書」の考え方

- 平成 21 年 3 月に報告された「板橋区立学校施設あり方検討会報告書」では、学校づくりのプロセスとして、概ね次のように述べている。

『目標を実現することのできる計画・設計段階の検討体制をつくる』

あり方検討会の主旨は、板橋区全体の学校施設整備の基本方針と方向性を示すことにある。実際に計画される学校においては、敷地や建替え条件、地域の特色等の条件、設計者の意向等により、同じ「教育」という目標のもとで計画しても、それぞれ施設の姿は異なる結果となる。そこで、施設計画の視点と課題が示す方向性を具体化していく過程において、下記のような検討が必要となる。

(1) 現場の想いと教育ビジョンの理念を具体化できる検討体制づくりと検討期間の確保

学校や地域のおかれている現状を踏まえ、現在の課題解決と将来の目標達成を両立させる施設計画としていくために、学校・地域・家庭・行政等が共に検討しながら進める参加型の取組が必要である。学校施設によって実現できる環境が、その取組にどのような可能性があるか、十分に議論・検討できる体制と期間の確保が重要である。

(2) 学校・地域・家庭と情報共有化を図る取組

施設計画のハードと教育活動のソフトを融合し、トータルな学校としての環境づくりを整えていくために、利用者に対し基本構想の情報を伝えるとともに、利用する側の考えや不安を区や学校建築の専門家に対し、「言葉」で示してもらえる取組を行うことで、情報の共有化と課題の早期発見が可能となる。

同時に、板橋区の教育が目指す方向性を明らかにして、共有化した課題を解決しつつ、よりよい学校づくりを目指すプロセスを共有し、相互理解を深めていく。さらに、重要視すべき学校の機能を明確にして、設計のための整理・準備を整えていく。

この過程において、図面等による提案や設計内容の説明に止まらずに、基本構想の組立段階から相互理解をする方法として模型等を活用し、配置や全体計画を視覚的に捉え、共有化を図り意見を集約していく。また、地域関係者や保護者などに対しても、協議内容について回覧板や学校だより等を通じて、能動的に情報提供を行う。

(3) 家具まで含めたトータルな環境づくり

利用者の視点を重要視し、建築本体工事だけでなく、教室に設置する家具や教材・教具なども含めたトータルな教育環境の向上を検討し、設計作業に向けて、より具体的な内容にも踏み込み検討を行うことができる体制とする。

3. これからの学校に求められる機能・要素

これからの学校施設は、児童・生徒に対する教育を実施する画一的な「場所」から変容している社会的な状況がある。また、教育現場からの要請として、これまでの学校施設に付加すべき新たな機能が求められている。学校施設に求められる機能・要素について4つの視点からまとめる。

安心・安全で居心地の良い学校

- ◆ 子どもたちが楽しく学校生活を送ることができ、保護者が安心して通学させられるために、防犯設備が整い、防犯の取組がしやすい施設を目指す。
- ◆ 小学校では、子どもたちの居場所となる「あいキッズ機能」を充実させる。
- ◆ 建築構造上の耐震性能に加え、より災害に強く安心・安全な施設とする。
- ◆ 教育現場で働く教職員が、リフレッシュできる居心地の良い空間や、コミュニケーションが図れる工夫が重要な要素。

主体的・協働的な学びができる学校

- ◆ これからの社会を生き抜く子どもたちに“生きる力の育成”や“子どもの学びを保障する教育環境の確保”を実現するための工夫が求められている。
- ◆ きめ細やかな特別支援教育の実現のために、特別支援教室（巡回指導）や特別支援学級（知的障がい学級）を配備していく。

地域と連携・協働する学校

- ◆ 学校施設は、教育活動の場としてだけでなく、災害時の避難所としても重要な役割を担うため、避難所としての機能を併せ持つ施設としていく。
- ◆ 学校施設を学校支援地域本部として活用できるよう整備し、地域のコミュニティ活動を促進できるよう、地域の実情に合わせた配慮が必要となっている。

環境に配慮した学校

- ◆ 環境問題に対応するために、太陽光発電の利用や省エネルギー対策など、可能な限り省エネルギーのための工夫が求められている。
- ◆ 温もりある空間づくりとして、木材の効果的な活用が有効な手法の一つにある。また、建設後のメンテナンス等にも留意し、長寿命化を目指していく。

安全・安心で居心地の良い学校

- 子どもたちが楽しく居心地のよい学校生活を送ることができ、保護者が安心して通学させられるためには、不審者対策等の防犯設備の整った施設とし、また、防犯の取組がしやすい施設である必要がある。
- 安全・安心で衛生的な学校給食を食育の視点も踏まえ、提供する。
- 特に、小学生が放課後に学習・交流・遊べる、安心・安全な居場所を確保するため、また、子どもたちの居場所となる「あいキッズ機能」を充実させる必要がある。
- 学校建築物は、建築構造上の十分な耐震性能を有した施設となっているが、より災害に強く安心・安全な施設とすることが求められている。
- 教育現場で働く教職員が、活動実態に応じて適切な時間・場所で活動し、個々の教職員が力を遺憾なく発揮でき、指導力を向上できる施設であることが必要である。また、リフレッシュができる空間や、コミュニケーションが円滑に図れる施設面の工夫を施すことも重要な要素である。

主体的・協働的な学びができる学校

- これからの社会を生き抜く子どもたちに“生きる力の育成”や“子どもの学びを保障する教育環境の確保”を実現することがあげられる。そのためには、従来からの機能に加えて、子どもたちが主体的・協働的に学べる環境をより発揮できる普通教室・特別教室を計画し、習熟度に応じた少人数指導を行う学習教室、調べ学習の根幹を担うべく、学校図書館とパソコン室を一体化したメディアスペースなどが不可欠となっている。
- 授業革新の手法として、ICT技術を活かした積極的な取組をしやすくする環境を整えるとともに、情報設備を活用した学習活動を支える場として、学校施設を充実する。
- きめ細やかな特別支援教育を実現するため、特別支援教室（巡回指導）や相談室を設置し、さらに改築・大規模改修を行う学校には特別支援学級（知的障がい学級）を配備していく必要がある。

地域と連携・協働する学校

- 学校施設は、教育活動の場としてだけでなく、災害時の避難所としても重要な役割を担う。そのために、いざという時の地域の避難所としての機能を十分併せ持つ施設とする必要がある。
- 学校施設を地域開放の場として活用し、コミュニティ活動を促進するための必要性が高まっている。それには、それぞれの地域の実情を加味し、今まで以上に地域活動の活性化に寄与できる施設とする配慮が必要である。

環境に配慮した学校

- 共通事項として、世界的に喫緊の課題である環境問題に対応するために、太陽光発電の利用や省エネルギー対策など、可能な限りエコスクールとして整備していく努力をする必要がある。また、省エネルギー対策を見える化することで、環境教育として持続的に活用できる仕組みが求められる。
- 温もりのある空間づくりとして、木材の効果的な活用が有効な手法の一つにある。特に、板橋区は日光市との「木材の利用と環境教育についての覚書」を平成 18 年に締結して（栃木県栗山村と昭和 59 年に締結し、栗山村が日光市と合併したことにより再度協定を締結した）、地球環境に配慮した学校施設整備の考え方を決めた。
- 木材利用の覚書締結後、平成 21 年度及び平成 22 年に、区立板橋第一小学校、区立赤塚第二中学校、区立中台中学校の改築計画に合わせ、改築三校調整会議が設置され、施設設計に際し木材の積極的な利用が決定された。
- このことは、併せて、児童・生徒の環境教育の一環として木の循環利用も学ぶことも検討し、また、木の利用を促進する際には、日光市にある「いたばしの森」の活用を今後の検討事項として位置づけた。
- これからの学校施設は、建設後のメンテナンス等にも留意し、長寿命化を実現できる施設である必要がある。

4. 学校づくりに関わる関係者

新たな学校づくりを進めるにあたっては、学校・地域関係者・保護者・行政等が共に検討を進める参加型の取組が不可欠となる。そのためにも、関係者がそれぞれの役割を認識し、様々な視点で意見を出し合い、課題解決や将来の目標を実現できるよう、充実させる機能について検討を重ねていく必要がある。

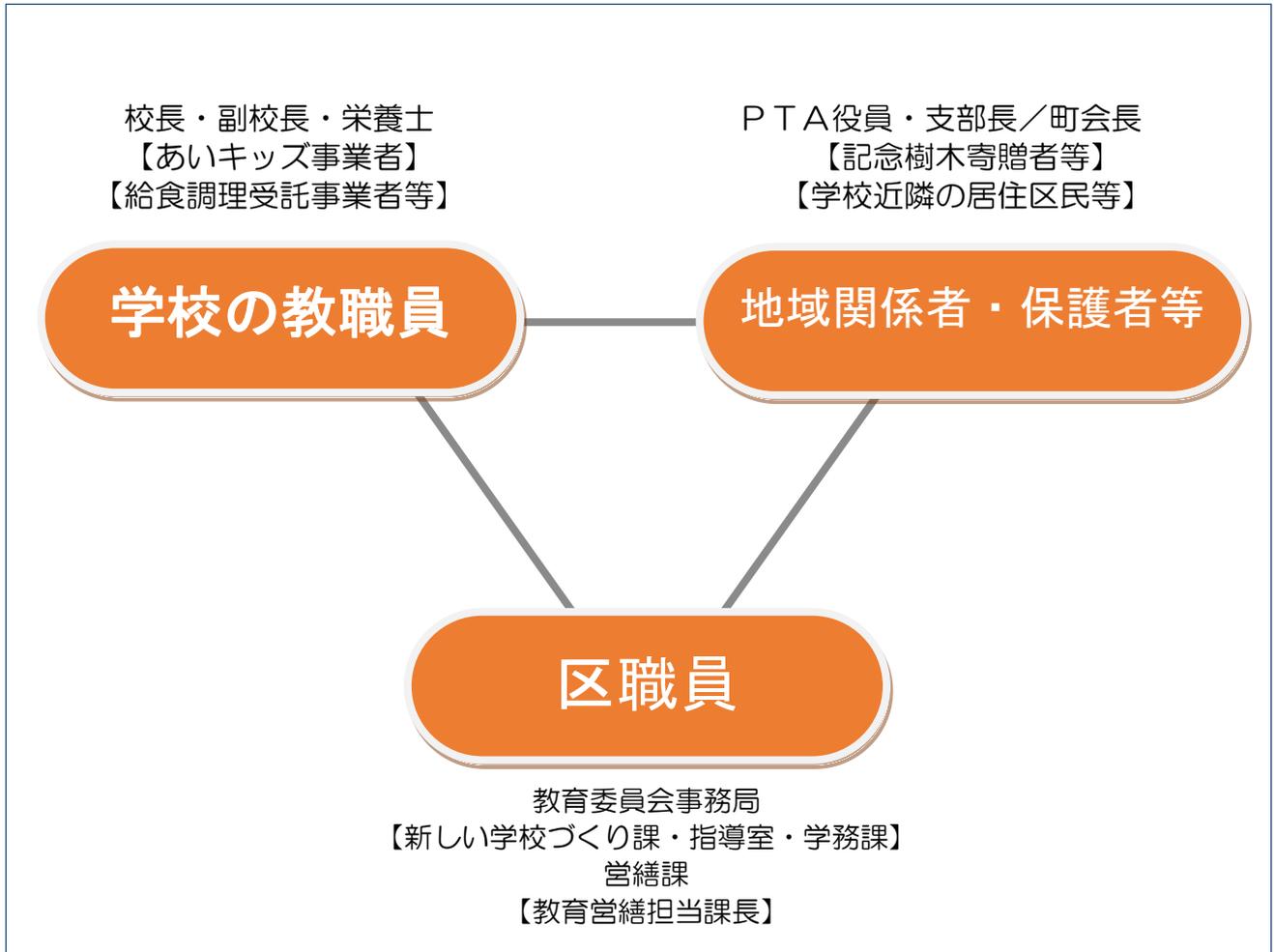
新たな学校づくりの関係者（イメージ）

『学校の教職員』

学校を管理・運営していく主体となることから、子どもたちの学習活動、生活面、安全面だけでなく、保護者や地域関係者との連携・協働など、学校づくりの全てに関係している。

『地域関係者・保護者』

地域の子どもは地域が育てる観点から、地域関係者・保護者は学校に主体的・協働的に関わり、子どもたちの育ちを支え、楽しく安全に学校生活を送れるよう、学校を支援している。また、学校は災害時の避難所にもなることから、地域活動の活性化、防災・安全面などについて関係する。



5. 学校づくりを進める手順

- 学校の改築・大規模改修には多額の費用を要するため、「公共施設等の整備に関するマスタープラン」に基づく個別整備計画に基づき、建設後は概ね 80 年間使用していくものとされている。また、板橋区基本構想をはじめとした各計画や方針を実際の学校施設の改築等に反映していくため、区役所内部の関係者が、区の財政状況や教育に関する諸課題について共通認識のもと計画的に進めていく。
- 学校は、教育活動の場に留まらず、地域コミュニティの重要な施設でもあることから、学校施設の改築等にあたり、学校、保護者、地域関係者の存在を強く意識して、実際に利用する立場の方々からの意見を集約し、機能充実に反映していく必要がある。
- 学校の伝統や地域の特徴を踏まえ、区の計画として学校施設の改築等に反映するために、それぞれの関係者の意見を整理して、どの機能を重視すべきか検証していく。
- 教育委員会事務局は、改築予定校の保護者及び地域関係者に対して、改築計画を進める初期の段階から、学校づくりの作業内容や手順を説明する。さらに、区役所内部と地域に、それぞれ協議・検討する会議体を設置する。
- 最終的に、教育委員会事務局は協議会等に対して新たな学校施設の考え方について、基本構想・基本計画としてまとめ、提示した上で設計作業に進む。

6. 意見を機能に反映する手順

○ 既存施設の状況や課題を把握し、地域の特色などの意見集約と検証

(1) 改築した学校施設の課題把握と検証

近年改築した学校施設の教職員などにヒアリングを実施し、実際に利用している立場での現状の課題を把握し、さらに、新しい学校づくり課の施設計画上の課題や営繕課における施設建設の課題と合わせ、今後の改築計画に反映していく。

(2) 地域関係者・保護者への説明会、アンケート

改築計画に対する作業内容や手順の説明を行うとともに、アンケート等を通じ、地域の特色や学校に対する想いを把握し、既存施設の課題、改築後の学校に求める機能などを集約し、改築計画に反映していく。

(3) 学校・保護者・地域関係者ヒアリングで検証及び要望等の整理

学校活動、生活関連、行事（イベント）、安全対策、防犯対策、地域関係者・保護者の活動状況（活動場所）、施設開放の利用状況、学校環境、通風、現施設の状況、あいキッズの状況などについてヒアリングを実施し、課題や要望を把握して、その内容を改築計画に反映する。

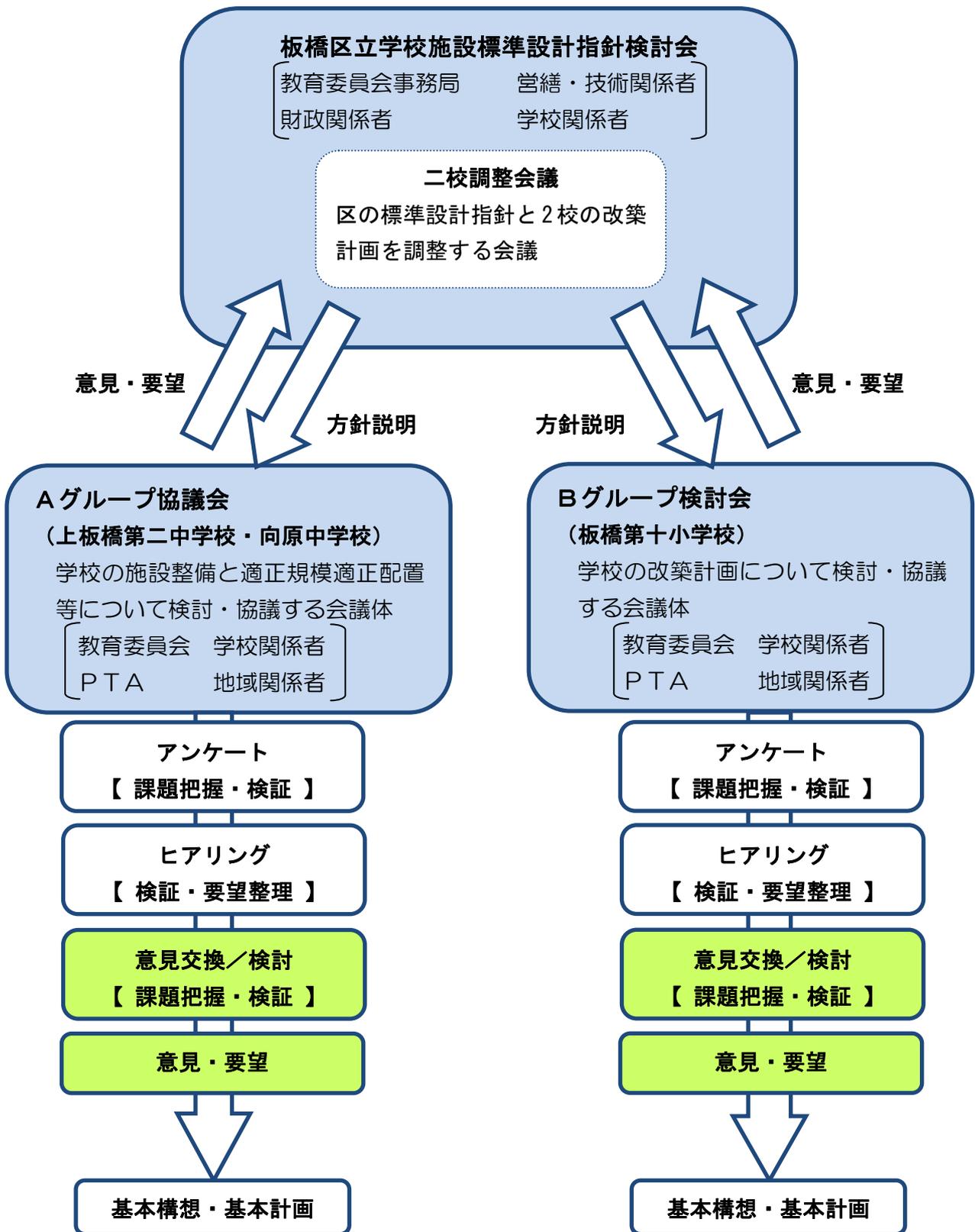
会議体における意見交換により、課題把握・検証を実施

配置計画等の案（機能を模式図化したゾーニング）を作成して説明し、その際に出た意見をもとに再度案を提示する。この作業を繰り返し、関係者がそれぞれ思い描いているイメージや期待する機能を明確にし、具体的な計画に反映していく。

意見交換／検討の際には「パタンランゲージ（※）」の手法を活用し、充実する機能を具体化し、参加者意識の共有化を図ることで、学校づくりのプロセスを通じて地域支援活動を活性化する

（※）単語を組み合わせて文章をつくるように、パターンの組み合わせで建物等を生成するシステム

7. 会議体と手順のイメージ図



※ 意見交換/検討の際には「パタンランゲージ」の手法を活用し、充実する機能を具体化し、参加者意識の共有化を図ることで、学校づくりのプロセスを通じて地域支援活動を活性化する

第II部. 教育方針を具現化する学校施設の構成

1. 板橋区の目指す教育ビジョンと学校施設の役割

板橋区の目指す教育ビジョンについて

【教育を取り巻く環境変化】

- 子どもたちが将来就く職業については、65%が今は存在していない職業に就くとの予測^①や、今後10年から20年程度で、今の仕事の半数は自動化される可能性が高いとの予測^②もあることから、教育のあり方も大きく変化することが予測される。

※①キャシー・デビットソン氏（ニューヨーク市立大学大学院センター教授）

※②マイケル・オズボーン氏（オックスフォード大学准教授）

- グローバル化や情報化が進展し、これまで以上に多様な分野において、各々の主体的要因が速いスピードで相互に影響しあい、相互の影響が広範囲かつ複雑に伝わることになるため、先を見通すことがますます難しい社会となる。

【未来を担う人に必要とされる資質・能力】

- 主体的・協働的に課題を発見し、解決に導く力
高い志、リーダーシップ、責任感、プレゼンテーション能力
- 協働して課題解決に取り組む力
感性、思いやり、コミュニケーション能力、多様性を受容する力
- 失敗を恐れずチャレンジする力
創造性、チャレンジ精神、忍耐力、自己肯定感

【教育ビジョンが目指す3つの基本的方向性（1～3）と9つの重点施策（（1）～（9））】

1. これからの社会を生き抜く力の育成

- （1）確かな学力の定着・向上
- （2）豊かな人間性の育成
- （3）東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進

2. 子どもの学びを保障する教育環境の確保

- （4）誰もが希望する質の高い教育を受けられる環境の整備
- （5）保幼小中をつながりある教育の実現
- （6）安心・安全な教育の推進と学校環境の整備

3. 地域と共に学び合う教育の推進

- （7）地域関係者による学習支援活動の促進
- （8）生涯学習社会へ向けた取組の充実
- （9）家庭における教育力向上への支援

板橋区の目指す学校施設の役割について

学校は、地域の子どもたちが育つ場所であるとともに、子どもが、保護者、教員、地域関係者とのつながりを育む場であると考え。何よりも、子どもたちと教員が、互いに多様な広がりの中で自由にコミュニケーションを取りあい、活発に交流できる学校づくりを進め、より良い教育環境の形成を優先して取り組む必要がある。

そのためのひとつが、明るく快適な環境づくりであり、良い環境の中で、子どもたちが落ち着いてのびやかに過ごせることが、学業などに専念できることにつながっていく。学校の校舎周辺における環境整備でも、地形を活かした建設プランを検討しなければならない。

【これからの教育に対応した施設】

- ◇ 現在、教育的な課題の発見と解決に向け、主体的・協働的に学ぶ学習活動が重要視されていて、今後は、いわゆるアクティブ・ラーニング（※）が実践しやすい学習環境を整える必要がある。教育施設は、学習意欲・学習動機が生まれるように整備し、同時に、学習方法や児童・生徒数の変化に応じて、教室数の増減や教育活動の変更などにも柔軟に対応できるような施設となるよう留意していく。

（※） 主体的・協働的に行動する学習姿勢を育成すること

【安心・安全・防災】

- ◇ 防災教育や地域・家庭・関係機関と連携・協働した学校安全教育を推進するとともに、子どもたちが安心・安全に学び、生活できる学校施設の整備を進めていく。こうした取組を進めることで、事件・事故・災害で負傷する児童・生徒の減少を目指していく。また、いざという時のために、地域の避難場所としての機能を併せ持つ施設としていくことが重要である。

【地域コミュニティの支援】

- ◇ 学校施設を学校支援地域本部として位置づけ、地域が学校を支援する活動の場として活用し、地域のコミュニティ活動を促進する必要性が高まっている。そのためには、それぞれの地域の実情を加味し、今まで以上に、地域支援への要請に対応できる施設として配慮していく。

【環境問題への対応】

- ◇ 地球規模の課題となっている環境問題に対応するために、太陽光発電の利用や省エネルギー対策、木材の積極的な利用など、二酸化炭素排出削減に寄与できるよう、整備していく必要がある。また、エコスクールとしての要素に合わせた環境教育を充実させて、持続的に活動できる仕組みが求められている。

【特別支援教育への取組】

- ◇ それぞれの子どものニーズに応じた学びの場を確保するため、特別支援教室（巡回指導）等を設置し、改築・大規模改修を行う学校には特別支援学級（知的障がい学級）を配備していく。

【これからの学校に求められる機能】

◇ 現代の学校施設に求められている「機能」は多様化するとともに、大規模な改修や改築時には、維持管理に関してメンテナンスや長寿命化などの、新たな視点を取り入れた検討が必要となる。学校施設に求められる「機能」を下記に列挙する。

- 学校支援地域本部の活動室
- P T A活動室
- 習熟度別学習教室
- 複数学級での授業展開スペース
- 特別支援学級（教室）の設置
- 更衣室の複数設置
- あいキッズの専用室

【「教具」としての学校施設】

◇ 学校施設は、数十年もの長い間使用する大規模な「教具」として認識する必要がある。学校施設の役割は、教具であると同時に将来の学校教育における授業展開や地域関係者との連携・協働にも大きな影響を与えるものである。このため、学校現場で活動し、教育活動の主体的な担い手である教職員を初めとした、関係者による施設と授業革新の、双方向から慎重な検討・協議が必要となる。

【主体的・協働的な学びの推進】

◇ 主体的・協働的な学びの推進、いわゆるアクティブ・ラーニングを実践する教育施設には、オープン形式（中学校では教科センター方式）が有効であると考えられている。この教育活動を実践するためには、教職員や教育委員会事務局との意識共有や、連携・協働が不可欠である。

将来的には、学級規模の変動や教育活動の変化、さらに、教育活動の「変化」による学校運営等の変化にも柔軟に対応することが必要である。

【学校と教育委員会事務局の連携・協働】

◇ 関係者全ての意見を反映することは困難であるが、将来の教育活動における方向性を定め、常に学校と教育委員会事務局が連携・協働した取組みが重要である。

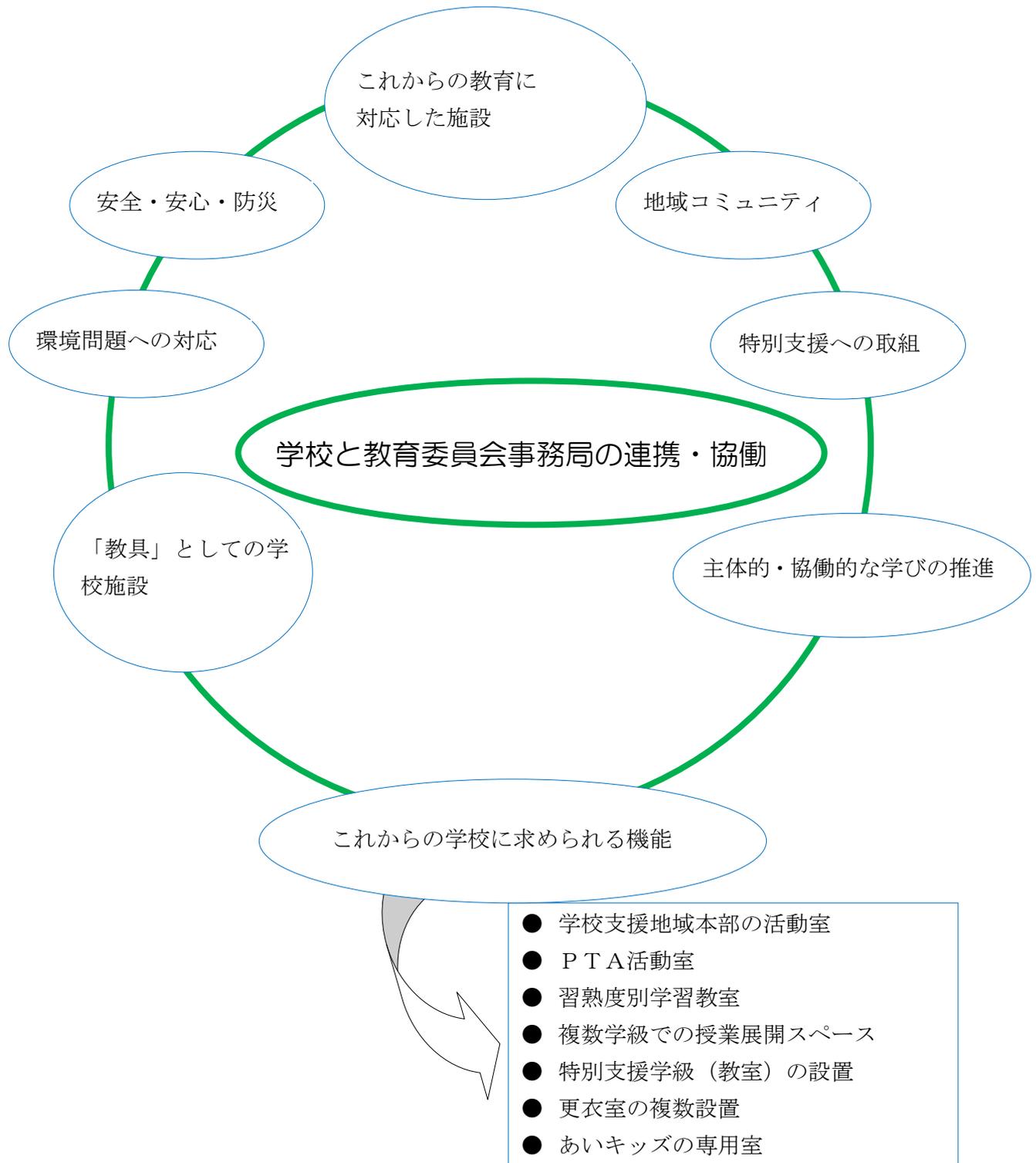
◇ 特に、主体的・協働的な学びを実現するための新たな取組や、学校施設のプランにおけるオープン形式を導入する際には、計画当初から学校長をはじめ、教職員との意見調整や、共通認識をもった準備を十分に行う必要がある。

この取組を実施することにより、改築した学校施設に戸惑うことなく、竣工した当初から新たな教育活動が展開できることに繋がる。

板橋区の目指す学校施設の役割について（概念図）

学校は、教育委員会事務局との連携・協働により、子どもにとってより良い教育環境を提供できる。子どもたちが落ち着いてのびやかに過ごせることが、何よりも大切なことであり、そのためにはさまざまな課題に取り組む必要がある。

また、これからの学校施設に求められる「機能」は、保護者、教員、地域関係者のつながりを育む場としての役割であると考え。互いに多様な広がりでコミュニケーションを取りあい、活発に交流できる学校づくりを進め、より良い教育環境を整える必要がある。



2. 学校施設整備の基本方針

2-1. 学校施設計画の目標

教育ビジョン、学び支援プラン及びこれまで区が検討を行ってきた学校施設のあり方に関わる結果をもとに、学校施設の整備計画の目標を施設の構成要素別に整理する。

目標とする構成要素を学校の機能・要素として4つの視点に整理すると、下記のようになり、それぞれの項目について掘下げて記述する。

○ 安心・安全で居心地の良い学校

(1) 心身の成長の場として、ゆとりと潤いのある生活空間

学校は、心身の成長期にある児童・生徒が、長い時間過ごす生活の場である。

温熱、明るさ、通風・換気、音などの室内環境を健康で快適な状態にしていくとともに、子どもたちの目線から、食事、トイレ、手洗い、歯磨き、着替え等の学校での生活行為を捉え直し、本来のあり方にふさわしい配置や設備の計画を行っていく。

また、学級などの集団への帰属意識を高めることができる場づくりや、その時々々の気持ちや人間関係の変化に対して、居場所となる空間を用意していく。

(2) 防犯性の高い施設

不審者に対する安全対策を十分に行う。守るべき境界・領域を明確にし、門構えや施設周辺の囲いを工夫し、学校外部からの視線を遮ることなく、人の目による侵入抑止を促すとともに、早期発見と早期通報がしやすい施設配置・設備を計画していく。

特に、昇降口へのアプローチの明確化や受付の配置などにより、防犯への取組がしやすい施設計画を進めていく。

(3) 安全性を重視した施設

施設の構造（設計）、施工、維持管理上の不備により事故等の発生原因や要因を取り除き、転落、衝突、転倒、挟まれ、落下物、遊具などによる事故を未然に防ぐように、安全性を重視して計画・設計する。

また、もしも事故が発生した際においても被害を最小限に止められるよう、仕上げ材の選択や建具やサッシの手ばさみ防止、手洗い流しの角部分の曲面仕上げなど、細部の設計に対し、最新の配慮をするとともに、設計図は必ず複数職員で確認する。

一方、児童・生徒が危険回避能力を高めるように、安全教育に踏み込んで教育活動ができるような環境づくりを進めていく。

(4) 放課後・休日子どもたちの居場所となるよう配慮する

従来の、放課後子ども教室と学童クラブとを一体型として運営する独自の放課後対策事業「あいキッズ」を、平成 27 年度には区内全区立小学校で実施した。

放課後のあいキッズは子どもたちの視点にたって、友だちと学校において学習・交流・遊べる、安心・安全な場所を設けることを目的としている。整備手法として、学校敷地内に専用室を設け、学校活動に支障がないように配慮しつつ、学校図書館や体育館などの有効活用を含め、地域の実情や施設の特徴に応じた施設の各機能をゾーニングしていく。

(5) 災害に強い、安心・安全な施設

板橋区においては、建築物の構造上十分な耐震性能を有した施設にするため、全ての学校施設において耐震補強工事を完了している。さらに、非構造部材の耐震化促進の該当する学校においては、天井材等の二次部材の落下防止や家具の転倒等による被害が発生しないように工事を進めている。平成 28 年度には、該当校の全てにおいて非構造部材の耐震化促進工事が完了する。

また、荒川等の水害危険地域においては、水害発生時に対する備えに配慮する。

(6) 教職員の連携・協働、機能的で快適な管理諸室のあり方と配置

小・中学校それぞれの教職員の一日の活動実態に応じ、適切な時間・場所で教職員が活動できるよう、教職員関係の管理諸室を計画する。教材作成・印刷、情報処理、収納などの執務機能の充実を図り、校務が効率的に行いやすい施設構成とする。また、教職員がリフレッシュでき、コミュニケーションが円滑になる場づくりを進めていく。体調の悪いときに休養できるスペースは児童・生徒の保健室とは別途に設けるように配慮する。

児童・生徒の様子が常に容易に把握でき、児童・生徒にとっても話や相談がしやすい開放的な管理諸室の配置や、開放的な環境づくりを図っていく。

小・中学校で指導や助言を行う大学、職業教育を支援する企業との連携強化への対応や、放課後等に学習指導を行う学生ボランティアを受け入れた際の居場所を確保する施設環境を整えていく必要がある。

特に、職員室は児童・生徒の登下校や、学校訪問者の出入りに際し、視線を遮ることの無いように配慮する。日照を遮るカーテン等の死角をつくらない。

○ 主体的・協働的な学びができる学校

(1) 高機能・多機能で、授業の場として充実し整った教室環境

机・椅子のサイズ、机の配列や組み合わせ方等から必要な基本寸法（モジュール）を求め、黒板との距離、学習コーナーや活動スペース、収納家具の寸法などに留意し、必要な教室寸法を確保する。従来の教室では机・椅子と机の間を巡視するために必要なスペースの確保だけで、ほぼこの面積を使用してしまう。

このため、収納のためのスペースなど目標とする教室・教室まわりを実現するために必要な面積を確保するよう進めていく。特に、小学校において設計する学校施設の家具等に用いる高さ寸法については、各学年ごとに異なるため十分配慮し、事故防止にも注意して設計する。特に、特別教室の机の高さには留意が必要。

ICTの導入・活用への対応を図るとともに、技術の発展に対応するため機器の更新や配線・コンセント類の追加等が容易な計画とする。

児童・生徒の持ち物が整理整頓しやすいように、収納の充実を図る。

(2) 多様な学習形態に対応できる教育空間

一斉授業に加え、学年ごとのオリエンテーション活動や学習発表、習熟度別少人数指導や個別指導など、学習集団等の弾力的な編成、また、チームティーチング、グループ別学習や個別進度学習などの学習方法や学習形態の多様化などに柔軟に対応できるようにしていく。そのために、教室の広さ、設備、多目的スペースに隣接するスペース等、従来とは異なる考え方が求められる。

また、多様な活動を行うためには、家具や教材・教具等が、教室の身近に随時使えるように用意しておける使い勝手の確保が重要となり、そのための家具計画を行う。

(3) 学習発表・集会・給食等、多様な交流機会を生み出す場

学級や学年単位で、また、時には学年を超えて学習発表や給食などができる場を設けることも検討していく。こうした「場づくり」として、学年や複数学級で多目的に利用できるスペースを確保する計画としていく。

工夫の方法として、特別教室などを有機的に組み合わせることで活動の幅を広げ、機能の向上を図る計画も考えられる。また、階段や屋外スペースを利用して学年ごとの集会や場面に合わせた活動スペースの配置を工夫することもできる。

(4) 教科学習を充実することのできる施設構成

児童・生徒が学ぶことの意義や楽しさを、より身近な事象や生活の中から実感できる機会を持たせ、学習への関心を高めることのできる施設としていく。各教員の担当授業の持ち方、教室移動の方法、教員の居場所等を含め、教育活動や運営方法の変化に対応できるようにしていく。

具体的には、各教科の雰囲気・魅力が感じられ、教員・児童・生徒によって室内の環境づくりが行えるよう、教室等のスペースの構成方法を工夫し、設計的な配慮をして学校づくりを進めていく。

あわせて、キャリア教育や環境教育、ESD（※）などについても取組やすい施設としていく。様々な体験活動を通し、身を持って学べる環境づくりを目指していく。

(※) 持続可能な開発のための教育

特に、中学校においては、教科指導の充実、主体的・協働的な学習姿勢の育成等を目標としている教科教室型（教科センター方式）と特別教室型の運営方式について、校地面積等学校ごとの特徴を踏まえながら比較検討を行うとともに、**運営方式の変化にも対応できる施設計画を進めていく。**

(5) 学校図書館を主体的・協働的な学習活動と豊かな学校生活の中心として位置づけ

学校図書館は、調べ学習や読み聞かせなどの学習活動の場となり、また、休み時間や放課後の読書・自習・交流の場として、学校生活を豊かにする上で重要な場である。学校規模に応じた蔵書数と面積を確保し、その存在が児童・生徒に常に意識され、利用しやすい位置に計画をしていく。

一方、電子媒体が増えており、インターネット等による情報収集についての知識が必要とされている。原則として、今後の学校図書館は、パソコン室等と連携できるよう配置し、メディアセンターとして活用できるよう整備していく。

学校図書館は、学校活動以外にも、あいキッズ、いきいき寺子屋、学校支援地域本部の活動等においても有効に活用できる施設であるので、学校の教育活動を妨げることのないよう、学校管理上の明確な区分にも配慮したうえで配置する。

さらに、区立図書館との連携を強化し、区立図書館と学校図書館の役割分担を明確にして、学校図書館に求められる蔵書構成を生かした書架の設計を行う等、本に親しみ、学習活動に資する環境づくりを図っていく。

(6) きめ細かな特別支援教育が実現できる環境

従来は、特別支援学級に在籍していた児童・生徒が通常の学級に在籍し、特別な支援を要する授業や、教育活動を特別支援教室で受けるニーズも高まっている。

教室との関係、必要な機能や安全性等について配慮した施設計画とする。更に、外国籍の児童・生徒等に対し、その教育環境を保障するとともに、文化の多様性の相互理解を促す環境づくりを図る。

(7) 保幼小、小中の一貫性ある指導のために、連携しやすい施設構成

板橋区では、小1プロブレムや中1ギャップへの対応として、平成19年度から3か年の計画で幼小中連携モデル事業を指定して研究を実施してきた。

学校施設の別敷地における連携、同一敷地における連携、隣接敷地における連携の3タイプの実践研究の成果を生かして、連携・交流を円滑に進めるために必要な諸室やスペースの構成と配置計画の条件整理を行っていく。

○ 地域と連携・協働する学校

(1) 地域関係者が学校を支えていくための拠点

学校が抱える諸課題に対し、学校と家庭、学校と地域とが連携・協働して取り組むことが不可欠となっている。板橋区では、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制を整えることを目的として、学校支援地域本部の設置を進めている。その本部機能を学校内に置くことが求められているため、学校施設を有効に活用できるよう配慮する。

(2) 避難拠点としての機能と、早期回復できる機能の充実に向けて

学校施設は、災害時の避難場所として大きな役割が期待される。板橋区が定めている一時避難所として必要な機能を充たし、TVや電話等の情報通信インフラ等の整備、救護所や避難所の本部機能として活動時の想定をして、活用できる設備等を整備していく必要がある。

一方、災害の発生直後から段階的な復旧状況に応じて、速やかに学校機能を回復させ、学校の教育活動を再開していけるよう、施設の各機能を配置するゾーニングとする。特に、給食調理室や家庭科室の配置は重要なポイントとなる。

○ 環境に配慮した学校

(1) 地球環境に配慮し、長寿命化を図りつつ、低炭素社会の実現に向けた取組と教材となり得る施設・設備を目指して

学校施設整備の前提として、低炭素社会の実現という目標に対し、環境負荷低減の取組を進め、エコスクールへの配慮とともに建築物の長寿命化を図っていく。

学校における環境対策・環境教育、施設建設における環境配慮は、東京都が策定した「2020年の東京」計画と、「エコポリス板橋」環境都市宣言による一連の環境に関する取組、保幼小中が連携した環境教育プログラムの策定、緑のカーテンに代表される緑化・緑地の創生の取組など、多面的な環境活動として進められている。

これらの取組は、授業で学んだ基礎的事項を現実的な課題として実践・実感できる環境教育の絶好の機会となっている。学校施設や地域の特性を活かし、環境活動に配慮し、建築的・設備的な工夫を見える化し、子どもたちが目で見て、手で触れられるように整備することにより、学校施設が身近な環境教育の教材となる。

(2) 工事期間中に落ち着いた教育環境が確保できるよう施設整備計画を立案

工事期間中に、子どもたちが安定した学校生活を送れるように、重機などの騒音等による授業への影響、工事用車両動線と児童・生徒の活動動線の交錯、学校行事・運動・部活動等のための場所の確保、近隣への影響等について比較検討する。

基本的には、工事範囲と教育活動範囲を明確分離できるよう、仮設校舎の効果的な活用を前提として、総合的な建替え計画を組み立てて施工していく。

何よりも、児童・生徒の通学時における安全配慮が最優先すべき事項となる。

(3) 維持管理が行いやすい施設整備

施設環境の良好な維持と、維持管理コストの低減の両立を図る。特に、避難等の設備機器の更新、電球の交換作業、エアコンのフィルター交換などを含め、日常の清掃活動等が行いやすい仕上げや、構造、配置、ディテールにも配慮していく。

高所における「埃のたまりやすい」棚形状箇所や、天井材の装飾による空間は、後に清掃不可能な部分となり、アレルギーの原因となる恐れがあるため、基本的にこうした形状は作らないよう計画する。構造上の課題等によりやむを得ず設置する際には、清掃への特段の配慮を行い、一般的に容易な清掃を条件とする。

また、全面改築や大規模改修後には、施設設備が高機能化することを踏まえ、その効果的な使い方や省エネルギーに寄与する設備機器の導入・運転の工夫などについても、施設ごとにマニュアルとして整備し、人事異動の後にも継続して高機能な施設の環境が活かせるように整備していく。

2-2. 施設規模に関わる計画条件及び主要な機能・要素

2-2-1 学校施設の計画条件

学校施設の計画条件について項目別に記述して整理する。

◇ 面積基準と整備計画の考え方

能動的な学習の実現を軸とする「施設計画の目標」で掲げる考え方を実現するためには、自由度の高い普通教室と廊下や小教室などを組み合わせて、教室まわりを機能的に構成する必要がある。(可変性や兼用性の高い設えを目指すことが重要)

校舎全体の面積については、文部科学省が定める国庫補助基準面積において、小学校で最大18%、中学校で10.5%の多目的スペース面積の加算が認められている。今後の校舎の施設規模の検討にあたっては、多目的(用途の)加算を含めた文部科学省が定める国庫補助基準面積を元に計画を行う。

一方、給食室ドライ化・災害用防災備蓄倉庫・地域連携施設・あいキッズ専用室については、面積基準の範囲内に収まらない見込みがあるので、必要面積について十分な検討を行ったうえで整備を行っていく。

◇ 面積的当てが必要となる施設

ランチルーム・多目的ホール(学校専用講堂)については、学校施設の構成を検討する上で、前項で目安として挙げた文部科学省が定める国庫補助基準面積の中で当てを行う。

複数学級の児童・生徒の交流・発表等ができる多目的な活動スペースを前提として、最低限2学級が交流給食を行える広さを確保し、室内には手洗い設備を設ける。

◇ 学校施設規模を検討する上での諸条件の設定

学校施設の規模を検討する際は、通学区域内の推計児童・生徒数に基づき、計画学級数と教室数を決定する。なお、現在区立小中学校の児童生徒数は、全体として横ばい、ないし微増傾向にあるが、人口が急増している地域もあり、これを踏まえた計画が必要である。しかし、将来的には人口減少社会が想定されており、柔軟な対応も必要である。

また、常に機能を集約するゾーニングの発想を持ち、兼用できる機能の組換えや配置による工夫を重ね、計画していく。

こうした学校施設全体の面積構成は、設計者を選定する前までにできるだけ詳細な組立てを検討しておくことにより、建設時期などの諸条件に影響されず、施設機能として均一化した品質を確保しつつ、特徴ある学校づくりを効率的に進めていくことができる。

◇ 将来の学級編制基準の弾力化を踏まえた計画学級数の検討

東京都並びに板橋区では、国の定める学級編制基準の特例により、小学校第2学年については35人学級編制が可能となるよう教員加配を行っている。

学級数の増加があっても、学年のまとまりのある教室配置をはじめ、目標とする教育環境が維持できるように、機能転用や普通教室への改修によって、教育環境を維持したまま学級増に対応できる施設計画を進める。児童・生徒数の設定は体育施設や特別教室など、普通教室以外で行われる授業にも大きな影響を与え、目標とする教育環境を継続するために、計画段階から適正な児童・生徒数を推計した組立が重要となる。

2-2-2 学校施設の主要な機能・要素

さらに、学校の機能・要素として4つの視点に整理すると、下記のようになり、それぞれの項目について掘下げて記述する。

○ 安心・安全で居心地の良い学校

(1) 給食調理場の整備

給食室をドライ化し、汚染・非汚染区域の明確化、増加傾向にある食物アレルギーにきめ細かく対応するなど、安全で衛生的な給食の実施ができるよう、国庫補助基準面積とは別に十分な面積を確保する。また、各階に衛生的に給食の運搬ができるように小荷物昇降機と配膳室を設置するとともに、調理員のための手洗い設備や洋式トイレを設置するなど、必要な整備を行う。

学校給食衛生管理基準に基づき、HACCP（ハサップ※）の考え方を計画的に取り入れるよう工夫する。

(※) Hazard Analysis and Critical Control Point

食品の製造・加工工程の段階で発生するおそれのある危害をあらかじめ分析し、製造工程のどの段階でどのような対策を講じれば、より安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法

(2) 災害用防災備蓄倉庫

地域の防災拠点として、学校施設が求められている役割と現在の区の施策を踏まえ、使いやすい位置に学校運営に支障のないよう、必要量の防災備蓄倉庫を設ける。原則として、一般の学校では1教室程度、避難所拠点校となる学校では2教室程度の広さを目安として、地域の実情や要望を踏まえて整備を行っていく。

(3) あいキッズ専用室（小学校）

地域ごとに登録人数は異なっている状況であるが、国庫補助基準面積とは別におおむね2教室程度の広さの専用室（児童の拠点スペースを連続して確保する）を持つことを基本にして、整備を行っていく。

学校施設を有効活用して子どもの居場所づくりを行っていくためには、学校施設との接続の方法、アプローチの考え方などを組み立てる必要がある。

○ 主体的・協働的な学びができる学校

◆ 屋内運動場・武道場の整備

(1) 屋内運動場

競技に必要な面積に配慮しながら、学級数に応じた国庫補助基準面積を目安に、整備を行う。特に、中学校では各種の大会が開催されるため、試合のために訪問する多数の生徒が待機するために、生徒観覧用のギャラリー空間をアリーナ上部に設置し、観覧時の落下物防止対策を施すことが重要である。

(2) 武道場（中学校）

中学校では、新学習指導要領における武道の必修化に伴い、柔剣道場を基本とするが、学校規模や敷地条件等に応じて、剣道場（柔道を行う場合は畳を敷く。）の補助面積を目安に必要な面積を確保する。また、合わせて必要な倉庫面積等を確保する。その際には、文部科学省が定める基準面積を目安に検討する。

○ 地域と連携・協働する学校

◆ 地域連携・協働施設

現在も盛んに行われているPTA活動や、学校支援地域本部の設置を受けて、地域力で学校を支える諸活動のためには、学校内に学校を支援する人が活動するための居場所を設ける必要がある。

活動室の基準として、国庫補助基準面積とは別に1教室程度の面積を割り当てる。また、専用の倉庫を確保することも検討項目とする。各団体の具体的な活動を踏まえた上で、その広さと位置を決定する。

なお、学校施設の本来目的である「児童・生徒の安全確保」に支障のないように、学校管理上の区画ができる配置や、警備区域の設定と共に十分配慮する。

○ 環境に配慮した学校

◆ 地球環境に配慮した施設整備

基本的には、区の「環境配慮方針」を踏まえて施設整備を行う。具体的には、十分な断熱性の確保、中庇による日照調整、エネルギー管理システムの導入等により、省エネルギー化を図る。また、積極的に太陽光発電、雨水利用等の再生可能エネルギーの利活用を促進する。

先進的な省エネルギー対策に関して、実用性の検証を十分に行い導入を検討する。特に、自然エネルギーの活用を積極的に行い、環境教育に活用できるよう「見える」工夫を施し、建築物の竣工後も継続的に活用できるよう配慮する。

- 学校施設の構成について、「整備目標」及び「機能・要素」として、4つの視点による整理をしてまとめて表記する。

安心・安全で居心地の良い学校

- 心身の成長の場・ゆとりある生活空間
- 防犯性が高い施設
- 安全性を重視した学校
- 放課後、休日子どもたちの居場所となる配慮
- 災害に強い、安心・安全な施設
- 教職員の連携・機能的で快適な管理諸室
- 給食調理場の整備
 - ・学校給食衛生管理基準
 - ・HACCP(ハサップ) ※1の考え方の採用を検討
- 災害用防災備蓄倉庫
- あいキッズ専用室(小学校)

主体的・協働的な学びができる学校

- 教高機能・他機能で、授業の場として充実し整った教室環境
- 多様な学習形態に対応できる教育空間
- 学習発表・周回・給食等、多様な交流空間を生み出す場
- 教科学習を充実することのできる施設構成
- 学校図書館を主体的・協働的な学習活動と豊かな学校生活の中心として位置づけ
- きめ細かな特別支援教育が実現できる環境
- 保幼小、小中の一貫性ある指導のために、連携しやすい施設構成
- 屋内運動場・武道場の整備
 - ・屋内運動場
 - ・武道場(中学校)

地域と連携・協働する学校

- 地域関係者が学校を支えていくための拠点
- 避難拠点としての機能と、早期回復できる機能の充実に向けて
- 地域連携・協働施設
 - ・学校支援地域本部の機能を整備

環境に配慮した学校

- 建築的諸課題への対応
 - ・地球環境に配慮し、長寿命化を図りつつ、低炭素社会の実現に向けた取組と教材となり得る施設・設備を目指して
- 工事期間中に落ち着いた教育環境が確保できるよう施設整備計画を立案
- 維持管理が行いやすい施設整備
- 給食調理場の整備
- 学校施設規模を検討する上での諸条件の設定
 - ・将来推計と人口動向への可変性と品質確保

2-3. 学校施設計画の視点

平成 21 年の「板橋区立学校施設あり方検討会報告書」を踏まえ、個々の施設整備計画における検討課題を整理していく。

重要なことは、学校施設の関係者から検証した意見を「機能」に集約するプロセスを欠くことなく、また、根拠や明確な方針が無いままに、ひとつの分野からの要望だけに応じて進めるようなことなく、新しい学校づくりに主体性を持ち、明確な方針に基づく方向性を示すことが求められている。

また、学校施設の大規模改修及び改築工事などは、教育委員会事務局をはじめとして、複数の所管に渡る協議が必要となる。このような大きな計画を進める際には、総合的なプロジェクトマネジメントを行い、組織横断的な視点に立ち関係者全てが情報共有、意識共有して計画を進めていく。さらに、学校改築の際は驚愕するような膨大な費用を予算化して行う実施計画事業であり、財政状況を踏まえた検討も必要である。

未来への発展的な意識を持ち、学校施設とその利用者の活動を含め、検討を重ねることが、教育委員会や教職員の風土改革を促す。風土改革は、授業改革の絶好の契機となることを念頭に置き、よりよい学校づくりを目指していく。これを共通認識として学校づくりを進めて行くことが重要である。

2-3-1. 全体計画

整理する項目として、以降に整理する 7 項目の分野に分けて分類できる「機能」ごと、それぞれに学校施設に期待する想いを「機能」の中に集約して、その中でも優先順位をつけて整備項目を明確に整理していく。

○ 建物配置

- (1) 緑化率に応じた緑地面積を確保するとともに、樹木の安全性にも配慮し保存・維持する。(屋上緑化では、日常メンテナンスに十分配慮する)
- (2) まとまった広さと、使い勝手の良い形状の屋外運動場を確保する。
- (3) 個々の学校の環境条件・地域特性を活かす。
- (4) 校地周囲に対する改築の影響に配慮し、周辺環境が向上する計画を目指す。
- (5) 改築に対し、近隣関係への影響にも配慮する。
- (6) 保幼小、小中の連携が図れるように配慮する。
- (7) 防犯・安全のために、人の目が校地内外に届き、死角がないように計画する。

○ 敷地の有効利用

- (1) 屋上や傾斜地を有効利用する。(屋上プール・太陽光発電・ヘリサイン等)
- (2) 屋外スペースを整備し、児童・生徒が有効に活動できる場所に配慮する。

○ 門・アプローチ

- (1) 「学校の顔」となる門やアクセス経路をつくる。
- (2) 校地の条件や通学状況、安全性・防犯に配慮した門や塀の配置計画とする。

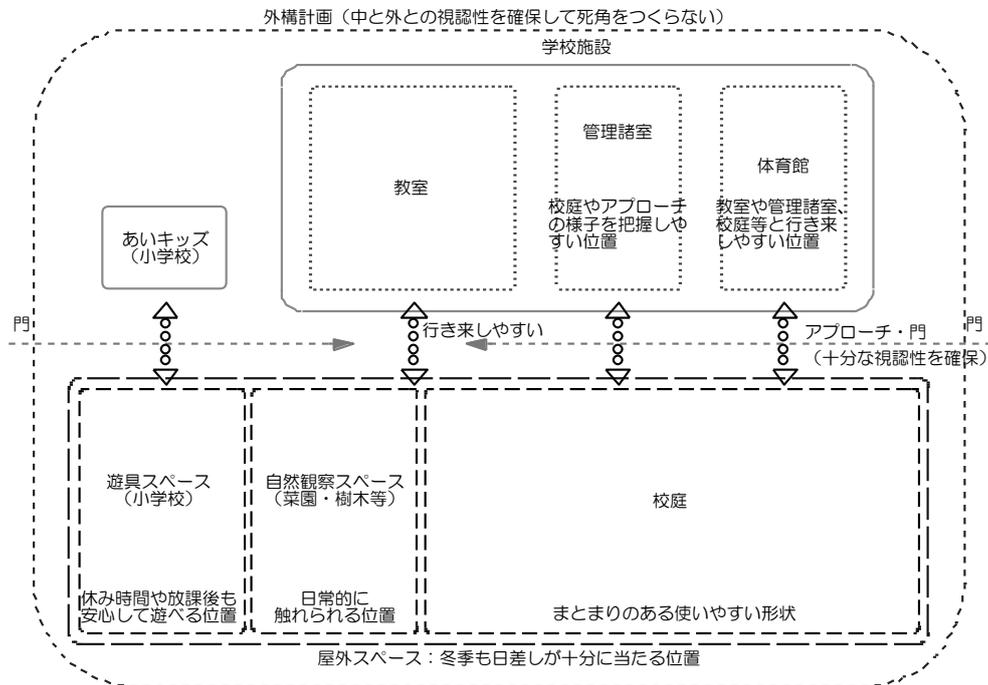


図. 配置計画に係る検討課題

○ ゾーニング (機能を1つの範囲にまとめること)

- (1) 小中連携時には、互いに利用しやすいゾーニングをする。
- (2) 放課後のあいキッズ (小学校)、部活動 (中学校)、地域関係者が利用するための活動ゾーンを明確にする。
- (3) 防災拠点として避難施設と児童・生徒の学習・生活諸室をゾーニングする。

○ 避難経路 (安全管理)

- (1) 災害時は、避難しやすいようにする。(屋外の避難経路および門の幅員を確保)
- (2) 安全に避難できるようにする。(上部落下物や近隣からの危険回避等)

○ 動線

- (1) 児童・生徒の動線に配慮する動線計画を行う。
- (2) 通路・階段等は、日常、非日常の集中度を考慮した幅員を確保する。
- (3) 自然通風・日照等を確保するため、原則として中廊下は避ける。

○ 工事期間中の配慮

- (1) 児童・生徒の学校生活に影響の少ない建替え方法を検討する。
(基本的には、仮設校舎を活用して「工事範囲」と「教育活動範囲」を明確に分離するよう計画する。)
- (2) 建替え中は、通学路を含めて児童・生徒の登下校時の安全な動線を確保する。
- (3) 工事騒音や、工事車両の動線による近隣への影響に配慮する。

- (4) 学校適正配置が効果的に進んだ場合、統合校を活用して「工事期間中に臨時の学校」として活用することを視野に、改築計画を進めていく。
- ※仮設校舎の建設は、運動場利用、給食が制限されるため、離れた場所に臨時学校を設置して通学する方法も含めて、多面的且つ効果的な方法を検討する。

2-3-2. 学校の基幹施設

○ 教科学習の場と運営方式

- (1) 教室まわりでは、多様な学習活動が展開できるようにする。
- (2) 特に、小学校低学年は、校庭の自然を活用した学習が展開できるように、各学級が校庭に出られるようにする。
- (3) 中学校においては、教科指導の充実並びに主体的・協働的な学習態度の育成等を教育目標として捉え、学校の運営方式についても比較検討して計画する。

○ 普通教室・ホームベース（中学校）

- (1) 新JIS規格の机や教科書が余裕をもって配置・収納できる寸法を確保する。
- (2) 教室が教育環境を行う最小単位として整えられるよう、収納計画を機能的に行う。
- (3) コンピュータや多様なメディアを随時使用できる高機能な教室とする。
- (4) 中学校で教科センター方式を採用する場合には、クラスづくりや生徒の学校生活の拠点として教室に隣接したホームベースを設ける。

○ 学級教室・普通教室

- (1) 学校規模、運営方式や学校の教育的特色に配慮した構成とする。
- (2) 児童・生徒の体格や学習・生活形態の違いを考慮する。

○ 特別教室・教科教室

- (1) 学級数と時間割に基づき教科の授業時間数を計算し、利用率を勘案して必要数を確保する。
- (2) 教科の特色を感じながら、児童・生徒が主体的・協働的に活動できる空間づくりを基本とする。
- (3) 同一教科、あるいは関連する教科ごとに特色のある教室まわりを構成する。
- (4) 主に利用する学年から近い位置に配置する。
- (5) 学級数の変化や、教育活動の変更にも柔軟に対応可能な計画とする。

○ 特別支援学級

- (1) 児童・生徒からも認識される配置とする。
- (2) ユニバーサルデザインを採用する。

○ 日本語学級

- (1) 必要に応じて配置する。

○ 学校図書館・メディアセンター等

- (1) 児童・生徒が常に学校図書館を意識できるよう、学校の中心的な位置に置く。
- (2) 放課後の児童・生徒が利用しやすいよう配慮する。
- (3) 小学校では、あいキッズでの利用に配慮する。
- (4) 多様な学習、自主的な学習活動を支える場として充実させる。
- (5) 本・情報とさまざまな形で接することのできる場とする。
- (6) 情報設備を活用した学習活動ができる環境を整える。
- (7) 司書の作業スペースを用意する。
- (8) 学校図書館とパソコン室は隣接して設置し、多様な学習活動が出来るようにする。

○ 学校の情報化

- (1) 学校全体に情報ネットワークを整備するとともに、エネルギー消費や安全確認等の施設管理と一元化する可能性を検討する。
- (2) 将来の技術向上による使用機器の変化や、更新に対応しやすい計画とする。
- (3) ICTの技術を生かしたアクティブ・ラーニングに取り組める環境を整える。

○ 管理諸室

- (1) 教職員のための機能を集約し、有機的に統合した執務スペースを確保する。
- (2) 安全のため、校地への出入口、進入路、運動場等が見渡せるよう配置する。
- (3) 教職員の連携が図りやすい配置とし、採光と視線確保を両立させる計画とする。
- (4) 教職員の執務環境を充実するとともに、コミュニケーションが図りやすい環境づくりを行う。
- (5) 学年や教科等のまとまりごとに協力作業、情報交換、教材管理等が行いやすいスペースを設ける。
- (6) 印刷整理作業、教材作成・収納のための機能的なスペースを用意し、教材開発を継続的にできる環境整備を行う。
- (7) 教職員がリラックスし、落ち着いて話のできるリフレッシュ空間を用意する。
- (8) 児童・生徒や保護者の相談に対応できる小部屋を用意する。



写真. ICT に対応した教

○ 多目的スペース等

- (1) 多様な学習形態、集団編成を可能にするオープンスペースや、習熟度別学習等の活用性が高い小教室、廊下に面した学習コーナー、例えばアルコーブ (※) を備えた教室まわりを構成する。

(※)壁面の一部を窪ませた小空間

- (2) 様々な教材・教具・作品等が用意できるように、機能的な収納倉庫を配置する。
- (3) 教科センター方式を基本とする中学校の多目的スペースは、教科特色の作りやすい構成とする。(教材収納等の配置に配慮し、教材掲示を見やすくする)
- (4) 学年や教科のまとまりをつくる配置構成とする。
- (5) 学級数増が見込まれる場合、学年や教科のまとまりが崩れないように配慮する。
- (6) 可能な限り、特別な支援が必要な児童・生徒に対応(クールダウン等)するために必要な場所(小スペース等)を用意する。(他用途の兼用可能)
- (7) 新しい教材や、教具の増加に対応できる十分な収納スペースを用意する。
- (8) 教員が作業や打合せを容易に行うことができるスペースや、教材等を保管できる収納を児童・生徒の様子が見え、児童・生徒も立ち寄りやすい位置に用意する。

○ 体育施設

- (1) 体育館アリーナは、学校種別や学校規模、部活動や地域開放状況に合わせた寸法や、まとまりを確保する。
- (2) ステージは、学校の活動内容や児童・生徒の人数に応じた寸法、設備とする。
- (3) 用具・器具の種類・寸法・量・管理方法等を把握し、十分な収納量と出し入れしやすい形状の器具庫を利用しやすい位置に設ける。
- (4) 集会や式典、発表活動に適した設計(設備・吸音性の確保等)を行う。
- (5) 武道場を設置する場合、学年集会スペース等にも兼用できるよう配慮する。
- (6) 小・中学校の体育館には暖房設備を設置する。
- (7) プールは安全性に配慮し、屋上に設置の際には、周辺からの目隠し屋根を設置する。
- (8) 児童・生徒の居場所となるような、観覧する場所の設置に配慮する。
特に、中学校における各種部活動の大会開催場所になることを前提に、他校から来校した大会に参加する生徒が待機したり、試合を観覧できるよう配慮する。
例えば、上部キャットウォークまでの空間ギャラリーを設置する際には、下部アリーナへ物の落下が無いように落下防止策を講ずる。

2-3-3. 周辺環境の充実

○ トイレ

- (1) 自然採光・換気のできる位置に配置し、ドライ床を採用する。
- (2) 地域利用等に対して、安全区画の管理が容易にゾーニングできる位置に設ける。
- (3) トイレは洋便器を基本とし、明るく快適な場所となるように留意する。

○ 昇降口

- (1) 校門からのアプローチを受け止めるとともに、運動場に面する位置に設ける。
- (2) 各学年が利用しやすい位置に設ける。
- (3) 学校管理上の安全性や、教育活動時の管理しやすい視線の確保に配慮する。
- (4) 広さと履き替え方式に配慮し、安全に気持ちよく出入りできるように設ける。
- (5) 複数個所に昇降口を設置する場合は、管理上のセキュリティに十分配慮する。

○ 運動場・屋外施設

- (1) 運動場は体育授業や、部活動（中学校）の種目が行いやすい配置や広さ、まとまりを確保して、天候や季節による影響が少ない配置とする。
- (2) 屋外活動スペースとして、芝生（人工芝）や土、自然を感じられる運動場として、教材園やビオトープ、花壇などを必要に応じて整備する。
（特に小学校は、遊び場や自然体験、飼育、栽培の活動スペースや設備を用意する。）
- (3) アプローチや校舎まわりの環境を整え、周辺の町並みと調和した環境とする。
- (4) 地域関係者の活動時や、屋外での部活動で利用するための屋外トイレを、運動場からの死角にならない位置に、男女別を明確にして設ける。
- (5) 運動会に来校する保護者関係者等が観覧する空間を確保し、設えとしては、学校と協議の上決定する。

○ 発表・集会・交流スペース

- (1) 学習発表・集会・給食・行事・学年や異学年の交流など、多目的に使用できる機能的なランチルーム等のスペースを設ける。
- (2) 配置、広さ、設備等に配慮のうえ、保護者や地域関係者の交流に配慮する。

○ 生活スペース

- (1) 学校全体をゆとりと潤いのある豊かな生活空間とする。
- (2) 流しは手洗い・歯磨き・うがい、掃除、図工・美術・書道などの利用状況の違いや、児童・生徒の体格に留意して、配置、器具数、形状、設備等を計画する。
- (3) 使いやすい位置に更衣スペースを設ける。（各階男女別に1室ずつ必要）
- (4) 廊下・階段は安全で、移動しやすい空間とする。
- (5) 体の成長の段階にあわせた寸法・設備とする。

- (6) 清掃や器具の取替え等、日常のメンテナンスがしやすい設計とする。
- (7) 上部には埃がたまらない計画として、やむを得ず設置する場合は、一般的な清掃を容易にできるよう配慮する。

○ 保健室・相談室

- (1) 保健室は運動場に近く、救急車等の緊急車両が近寄りやすい配置とする。
- (2) 児童・生徒から存在が意識され、また教職員の目が届きやすい配置とする。
- (3) 保健室、相談室の各室とトイレは、相互の関係に留意して配置する。
- (4) 保健室内には、シャワーブース付きのトイレの設置を検討する。
- (5) 空間に余裕がある場合は、児童・生徒用と別に教職員用のスペースを確保する。

○ 給食調理室・配膳室

- (1) 学校給食衛生管理基準に基づき、HACCP（ハサップ）の考え方を計画的に取り入れるよう工夫する。
- (2) 児童から常に意識される位置として、各階に配膳室を設置する。
- (3) 配膳室に近接し、小荷物運搬用昇降機を設置する。
- (4) 給食の搬出、食器搬入の衛生経路確保と、児童・生徒の動線確保に配慮する。
- (5) 給食調理室は、災害時に長期的な避難所生活としての役割を担える場合を想定して、体育館の近くに配置する。

2-3-4. 防災・防犯機能の向上

○ 防災拠点としての施設整備

- (1) 災害発生直後の避難所では、避難者のアクセスや物資配給の容易性を重要視して機能できるよう配慮する。
- (2) 避難生活が中長期化する場合には、復旧する段階ごとに要求が変化していくので、段階ごとに変化する要求にも対応できるよう配慮する。
- (3) 体育館等の避難場所、トイレ、災害用備蓄倉庫等、必要なスペースを近づけてゾーニングし、避難生活の利便性を高めるとともに、早期に学校として復旧しやすい計画とする。
- (4) いわゆる災害弱者とされる、女性やお年寄りなど「ヘルプマーク」を携行している方々にも配慮した計画とする。

○ 災害に強い学校施設

- (1) 既存施設の長寿命化を図る場合、耐震補強の診断を分析したうえで必要な改修を行い、教育環境の改善、安全確保、地球環境改善等、総合的な計画を行う。
- (2) 非構造部材の安全性に対し、詳細な箇所にも留意する。
- (3) 水害が危惧される地域に関しては、降雨時の排水や水害への対応にも配慮する。

○ 安全・防犯対策が整った施設整備

- (1) 校地や校舎まわり、校舎内の守る領域を明確にする。
- (2) 守る領域への出入りを校地の内外からの視認性を高めることで、死角をつくらないように配慮する。
- (3) 特に、職員室からの視線を重要視して、校地に出入りする門から昇降口までの視認性を確保し、安全性に対する視覚的に配慮する。
- (4) 学校内における連絡・通報手段と、外部への通報方法について配慮する。
- (5) 地域によっては、必要に応じて防犯活動の拠点を学校内に設ける。
- (6) 転落・衝突・挟まれ・転倒等による事故防止に対して十分検討し、平面計画や配置詳細設計において対策を行う。
(建具の手ばさみ防止、握り玉とレバーハンドル、手洗い流しの角部曲面仕上げ等)

2-3-5. 施設環境の充実

○ 建築環境・設備

- (1) 自然の日照・採光・通風を生かし、自然エネルギーを活かした省エネルギー等、環境にも配慮した配置・計画とする。
- (2) 教室に冷暖房設備を備えるとともに、自然通風等で自然換気を活かせる計画にする。
- (3) 児童・生徒の活動の場は音響に配慮し、十分な吸音性を確保する。
- (4) できるだけ木材を活用し、健康で木のあたたかみを感じられるようにする。
- (5) 学校全体に掲示壁面（区画の無いもの）を用意し、教育活動の雰囲気伝わるようにする。

2-3-6. 学校と地域の連携・協働

○ 地域の子育ての場としての学校

- (1) 小学校では、あいキッズの活動拠点を校舎と一体的に整備する。
- (2) 体育館や学校図書館などの学校施設は、利用や管理がしやすいゾーニングから学校活動時の同線と、管理運営の同線を両立するよう計画する。
- (3) 放課後や、休日に行われるスポーツ活動、及び、地域関係者の活動が行いやすいように配慮する。

○ 学校を支える地域の活動拠点

- (1) 学校支援地域本部やPTA活動、防犯活動団体等が日中も活動できる拠点をつくる。(新設学校の校地面積によって、設置できない場合もあるので留意する。)
- (2) 日常の活動を通して、児童・生徒や教職員と学校支援者の交流が生まれるよう利用しやすい環境づくりを行う。ただし、学校側との管理区分を明確にしておく配慮も必要である。

2-3-7. 将来的課題への対応

○ 地球環境に配慮した施設整備

- (1) 十分な断熱性の確保、中庇による日照調整、エネルギー管理システムの導入等により、省エネルギー化を図る。基本的には、区の「環境配慮方針」を踏まえて施設整備を行う。
- (2) 太陽光発電、雨水利用等の自然エネルギー活用、再生可能エネルギーの利活用を促進する計画を行う。
- (3) エネルギー効率の高い新技術の導入を図り、低炭素社会への配慮をしていくとともに、エネルギー活用を「見える化」して教材として活用できるよう配慮する。
- (4) 学校地内、および周辺の自然環境を生かして周辺環境の向上を目指す。
- (5) 区が交流・提携している姉妹都市等の木材を積極的に利用する。

○ 施設の長寿命化

- (1) 機能等の変化に対して柔軟に対応でき、汚れや傷みが生じにくく、修繕や設備の更新がしやすいなど、長寿命な施設となるよう総合的な検討を行う。
- (2) 清掃や電球・蛍光灯の交換など、日常的な維持管理のしやすい仕様にする。
- (3) 学校施設の主な利用者となる、児童・生徒に対しても「校舎を大切に使う」ことについての教育を進める。
- (4) 特に、新たに付加する機能のために、補助基準を上回るような面積が必要となる状況が想定されるため、教室やオープンスペース等について可変式の設えや、機能を共有できるような仕掛けや配置を積極的に検討し、具現化した教育施設が今後の学校施設計画に期待されている。

3. 多様な学習活動とオープンスペースの活用

本節では、前節の計画目標と検討課題を受け、教室や教室周辺の計画について、多様な教育活動が行いやすいような施設計画を進める。さらに、計画する際には、学校が採り入れる教育方法を含めて検討し、具体的な考え方を示していく。

3-1. 教育空間としての教室の充実

新しい学校づくりの核となる重要な視点は、学校生活で最も多くの時間を過ごしている、児童・生徒の学習活動の拠点となる教室周辺の環境について、今日的な課題を踏まえて整えていくことである。

授業革新の1つの手立てでもある、ICTを利用した授業がしやすい環境づくりを積極的に行っていく。情報検索、演習等におけるコンピュータやタブレットの活用をはじめ、プロジェクターや電子黒板による提示等、ICTシステムと黒板や掲示と組み合わせることに配慮し、教室前面の配置を計画する。

その際には、電子黒板やホワイトボード等が見やすいように、教室窓の方位を考慮したうえで採光計画を立て、遮光や日照調整の方法や照明のグレア防止策等を検討する。なお、特別教室においても同様の計画を進める。

また、児童・生徒の持ち物として、使用する教材や教具の変化に応じて、収納計画を綿密に行っていく。現在使用している教材や持ち物の寸法や量を検証し、必要なサイズのロッカーを教室の一面に集めた専用コーナーとして設置する等の工夫を行っていく。

以上を踏まえ、児童・生徒の体格、教科書の大きさ並びに持ち物の変化、学習机など基準寸法の変化を十分に検証し、これまでの教室面積を見直して拡充していく。

また、教室のオープン化（＝教室とオープンスペースの連続性を確保すること）と、クローズド空間として活用する両面を踏まえ、それぞれの長所短所を踏まえたうえで、児童や生徒数の増減による変化柔軟にも対応できるように配慮する。さらに、教室周辺の掲示面は十分に確保するように計画していく。

大切なことは、学校施設の改築に合わせて、学校に携わる教職員や教育委員会事務局が共通認識を持ち、授業革新に向けた大胆な取組みを実現する機会であることを伝え、新たな学校づくりに熱意をもって臨むことである。



写真. 学習の場となるオープンスペース

3-2. オープンスペースの整備

○ オープンスペースとは

オープンスペース（多目的スペース）は、子どもたち一人ひとりに学力を定着させるため、課題に対して主体的・協働的に取り組む力を伸ばすことを目標としている。

今後は、これまで進めてきた一斉授業だけの教育方法を見直し、多様な指導方法・学習形態が弾力的に行えるよう、施設整備を含めて学校で展開する教育活動を実現しやすくしていくことを目的としている。



写真. 作業の場となるオープンスペース

○ オープンスペースの転機

文部省（文部科学省）では、昭和 59 年度から多目的スペース（オープンスペース）に対する補助面積の上乗せをする手段ができ、その後比率が高められている。現在では、学級数に応じた校舎必要面積に加算できる割合として、小学校では 18%、中学校では 10.5%が多目的スペース等の面積に割り当てることが可能となっている。

一方で、オープンスペースのある学校をつくっても、単に何も無い空間があるだけで、遊び場や集会程度にしか使われていないケースも見受けられる。設置にあたっては、教員の創意工夫への努力があることを前提として、教育活動が生かせる学習空間を用意する。

そのために、教員の知識や技能の向上をどのように実現するかを含め、必要な対応が求められている。

基本的には、小学校の教室の設えにはオープンスペースを組み合わせることで、より多様な学習活動を保障する環境づくりを行っていく。その際には、校地面積の確保など、多くの課題もあるため、改築を進める学校の計画段階で、学校の考える教育活動を含めて、学校施設が大きな教具であることを踏まえ、教職員と教育委員会事務局が一体となって十分な検討を行う。



写真. コーナーに用意された小部屋



写真. 教室とオープンスペースの間仕切

○ オープンスペースを学習環境として整える

教室と連続した位置に、学習環境として整えられたオープンスペースを用意し、多様な学習が随時行える環境を充実していく。

オープンスペースには、多様な学習を支える家具を用意する。例えば、小学校の低学年は床面を使った活動が多いので座卓等を多く用意する一方、学年が上がると椅子座の大型テーブルや組合せテーブル等を主として整備すること等が考えられる。

移動書架や教材棚は、学習図書・資料や作品の展示及びコーナーづくりの道具として不可欠であるが、移動時の危険性に配慮する必要がある。また、移動掲示板・黒板は、背景としても有効である。

オープンスペースには、学習のねらいと魅力を伝え、雰囲気をつくる上で掲示・展示面は重要となる。オープンスペースの背景となる掲示ができる、十分な壁面を用意する計画を進める。

○ オープンスペースの改善点

オープンスペースは、教室では出来ない活動を支えるためにあるが、一方で個別指導や習熟度別学習の教育活動、さらに、特別支援の児童・生徒のクールダウンを行う際に、教室より小さな部屋があると効果的であることが、改築した学校への分析によって分かってきた。板橋区として蓄積した、貴重な経験として今後活用するとともに、改善点を改良していく。

オープンスペースには、色々なものを用意して活動の可能性を拓げていくことが重要であるが、広い空間として活用する際には整備した物を保管、管理する収納スペースが必要となる。さらに、教材庫や教材準備のコーナーを用意する必要もある。

場合によっては、そこに教員の作業スペースを組み合わせる教材準備を行えるスペースを設置して、教育環境を整備することが考えられる。準備スペースには水場も必要設備の一つとして用意する。

学習活動の幅を広げるために、どのような環境があれば良いか、どのような研修制度や教員への働きかけが必要かということを検討し、教育委員会全体で準備・検討していくことが大切である。

○ 視覚的連続性の確保

教室とオープンスペースの間は、可動式の間仕切りを設置する場合にも視覚的連続性を確保することが重要である。学校の安全管理上では、教室やオープンスペースにいる子どもたちの様子が「見える」ということが必要であり、多様な学習活動を行うためにも視覚的な連続性は不可欠の条件である。

学年により教育活動の変化があるため、統一的には「可変可能」な施設整備を基本とする。

○ 音に対する配慮

「オープン化」するにあたり、教室とオープンスペースの間に仕切りを設けることで、フレキシブルに対応することが可能となる。

オープンスペースの設置に関わらず、音環境に十分配慮して吸音性が確保され、必要な場合には静かな学習・生活空間として利用できる環境整備が重要である。ま

た、教室と教室の間では音が直接伝搬しない配置構成とすることも、計画上の重要なポイントである。

春から夏にかけての温暖期には、教室の間仕切りを開けて授業を行うことが多いが、従来の学校は吸音する仕上げが少ないため、実際に音を測定してみると、とても大きな反響音が発生する。間仕切りがある場合には、さほど気にならないことが多いが、音環境についての認識を見直す必要がある。

廊下と教室及びオープンスペースを一つのまとまりとして考え、各ユニットを区画する計画とすることは音響だけでなく、冷暖房の効率性を高める面においても効果的である。

オープン化を進めていくためには、使いやすく柔軟性のある空間づくりとともに、使用する教員の指導スキル向上を含めて、多面的に取り組んでいく展開が必要である。

3-3. 小学校の計画

○ 成長段階に応じた学年ユニットの計画

小学校の計画においては、児童の社会性に関する発達の段階や、身体寸法の成長に応じ学年ごとに配慮した空間づくりはもとより、学校内部での学年別の配置計画による、詳細な部分まで配慮した計画が重要である。

教室とオープンスペースの組み合わせは、学年等により教員の協力体制が整えやすい単位を想定し、ひとかたまりのユニットとして検討したうえで、総合的に構成し配置する。ユニットの構成方法は、教室とオープンスペースに加えて、小教室や更衣室等の小部屋、教員コーナー、教材庫の確保、水まわりコーナー、トイレ等の構成要素について、児童の成長段階に応じて組み合わせつつ、機能性と柔軟性の両面を備えた計画としていく。

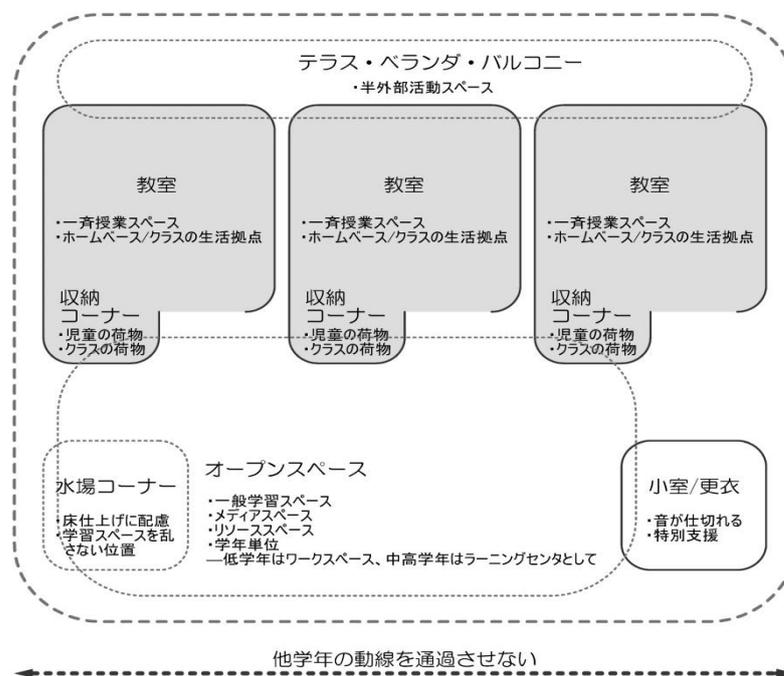


図. 学年ユニット（学年3学級）の構成案

低学年では、学級集団の中で生活することにより社会性を育むため、教室内部に教員専用のコーナー・手洗い流しコーナー・床座で教員のまわりに集まれる小スペース等を取り込む。

オープンスペースの構成は、図工や生活科等の作業スペースとしても使えるように、床を使った活動や、複数教室の学年集会など床座での活用を行いやすいように整備していく。

その中で、児童の教室移動による負担を減らすため、学校規模に応じて生活科室や低学年の音楽室等をユニットの構成要素に加えていく。

何よりも、数か月前まで幼児として生活していた児童が、学校施設での生活を通じて安全に社会性を身につけ、学校活動を楽しんでゆくことが重要視される。

中高学年では、学習環境づくりをテーマとして、特別教室の活用が教育活動の中で始まる。具体的には、視聴覚・情報システムを含めた高機能な空間づくりを目指す一方で、児童会活動や学校図書館や放送室での活動拠点を含め、専用の空間が必要となってくる。

さらに、個別指導や少人数指導などに対応した小室をユニットに加えることも有効である。

学年ユニットは、学習を行う場として落ち着いた環境を用意する。そのためには、他学年が学年ユニットを通過することのないよう配慮する。ユニットの中で更衣や習熟度別の学習環境を完結し、さらに、周囲からの音の影響や風通しに対する配慮も十分に行っていく。

一方で、学年等のまとまりを確保しながら、学級数の増減に柔軟に対応できるような改修する諸室の配置などを含め、初期段階からの計画的な配慮をしていく。

3-4. 中学校の計画

3-4-1. 運営方式

学校の教室は、授業で主に使う教科と集団編成により、大きくは3つの分野に分類されている。

具体例としては、普通教室（特定のクラス／複数の教科）、特別教室・教科教室（複数のクラス／特定の教科）、学校図書館・パソコン教室・視聴覚室等の共通学習諸室（複数のクラスと教科）に分けられる。その組み合わせの仕方によって、学校の運営方式が設定することができて、生徒と教員の動きや教室の環境構成が異なってくる。

普通教室と特別教室の組み合わせによる、従来の一般的な形を「特別教室型運営方式」という。「特別教室型運営方式」はクラスルームが確保され、クラス単位の授業を基本とする場合には、学校生活は安定感が強調される。

一方、国語・社会・数学・英語等の教科＝一般教科については、教室が共用となるため、教科担任制の中学校では教科独自の教材の用意や環境づくりができず、教室は無性格にならざるを得ない。

これに対し、教科ごとに専用の教室を設ける新たな方式を「教科教室型運営方式」という。「教科教室型運営方式」は教科ごとの要求に応えた教室計画ができるうえ、教科指導の充実をはじめ、多様な教育活動の展開への対応が図り易く、特色ある教育活動により主体的・協働的な学びの習得に対して、効果的な学校施設の整備手法のひとつと考えられている。

この「教科教室型運営方式」のうち、下記の特色を持つものを「教科センター方式」と呼ぶ。

板橋区では、中学校における新しい学校づくりの基本形とした「教科センター方式」による運営が可能な施設整備の採用を区立赤塚第二中学校の学校改築で初めて行った。現在は、ホームベースの配置計画が異なる教科センター方式を採用した、区立中台中学校の校舎改築を進め、平成28年4月1日にオープンする。

現時点では、赤塚第二中学校の改築後における生徒や保護者、教員が感じている課題の整理を含め、教育活動の中で今後の中学校の施設整備において活かすべき検証を行っている。心配されていた「毎時間の教室移動」についても、導入直後の状況から変化しており、長所と短所の両面を踏まえて検証できる数値が見られる。さらに、教育委員会事務局全体で多面的な検証を行い、今後の学校づくりと共に学校運営の支えとなる検証を継続的に行っていく。



写真. 教科教室での授業の様子（社会科）

今回、改築が予定されている上板橋第二中学校は、「教科センター方式」を採用することを前提に検討し、教科センター方式を採用した3つの中学校を対象に検証を行っていく。

実際に学校運営の中で見出すことのできる課題や、現れた効果を踏まえて検証し、板橋区としての学校づくりを確立していく。

これからの学校づくりは、学校施設としての機能に加えて、通学する児童・生徒の「学びの場」として教室単位の空間から、学校全体へと広がる可能性を含んでいる。施設面からの取組みとして学習方法や授業革新などが求められているため、赤塚第二中、中台中、上板橋第二中の実績や成果を踏まえ、改めて教科センター方式について検討していく。



写真. 教科センター

3-4-2. 教科センター方式の特色

○ 赤塚第二中学校の活動状況を踏まえた、教科センター方式の特色

- (1) 教科教室と教科のオープンスペース、教科研究室等を組み合わせた「教科センター方式」に、教科関連の学習メディア（図書、教材、視聴覚教材、コンピュータ、学習成果物など）を用意して、教科学習にふさわしい教育環境の中で教科担任制のもと、多様な学習活動が展開できる。
- (2) 授業の準備が事前にできているため、50分を全て授業時間に割り当てることが可能となる。
- (3) 教科担任制に基づくチームティーチングなど、教員の協力体制に基づく教育活動が展開し易い状況が生まれ、社会科でチームティーチングを実践している。
- (4) 教科内連携が高まり、同じ教科担任による教科部会が日常的に行われるようになっている。
- (5) 教科準備室で教材研究や教材作成をするなど、同じ教科の教員で話し合う時間が増えたことにより、ベテラン教員から若手教員への教科指導の良い場となっている。
- (6) 掲示された教材や学習成果物が、生徒に対して学習意欲への動機付けとなっている。
- (7) 生徒が自ら、次の授業に向かうという行動を通して、学習に対する自主的、積極的な意識、態度を育てることができるため、授業に臨む前向きな姿勢になってきたと評価できる。

- (8) 生徒が学校全体を移動することで、学校全体を自分の生活の場として、各生徒が自律的な学校生活を組み立てられるようになっている。
- (9) 全校生徒が学校全体を利用する特色を生かし、全教員が全生徒を見る意識に繋がっている。
- (10) 教科の教室がまとまっていることにより、生徒は他学年の学習内容を断片的ではあるが、つかむことが出来る。このことがこれからの学習への意欲につながる。

3-4-3. 教科センター方式における計画の留意点

教科センター方式による中学校の計画において、留意が必要な計画の課題を整理する。

○ 教科ごとあるいは教科を関連づけて教科センターを構成する

- (1) 教科教室、小教室、教科ステーション（研究室・コーナー）、教科のオープンスペース（メディアスペース）等を組み合わせて構成する。
- (2) 教科の特色に応じた学習環境が構成できるように、掲示版の面積、家具（教材棚、各種の机、ついたて等）を十分に確保する。
- (3) 教科教室や教科メディアスペース（赤塚第二中学校では「学びの広場」と命名）は、教科ごとの要求を十分に把握して、それに応えた特色ある設計とする。

○ ホームルーム教室を各クラスに用意し、学年のまとまりをもたせて配置する

- (1) 各学級にホームルーム教室（HR・LHR・試験等の教室になる）として、個人机の置かれた教科教室（または共通教室）を割り当てる。
- (2) その教室は、教科の学習の場とクラスのホームルーム教室という2つの性格を持ち週のうち一定時間数は他のクラスも授業で使う。

○ 生活の拠点となるホームベースを用意する

- (1) 他クラスの生徒も授業に利用するホームルーム教室とは別に、クラス専用の場、心理的拠点として、「ホームベース」を用意する。
- (2) ホームベースには、生徒ロッカー、ベンチ、クラスの掲示板、ゆとりある棚などを用意する。
- (3) 教室移動が前提となる「教科センター方式」においては、クラスへの帰属意識を育てる学級づくりが積極的になることが多い。（赤塚第二中学校でも同様の意見が挙がっている）
- (4) ホームベースはクラスへの帰属意識を育む場として重要視し、温かみある空間づくりを行うこととし、積極的に内装や家具に木材を使用していく。

- (5) ホームベースを隣接すると、習熟度別学習への可変性が高まる配置となる。
- (6) 生徒専用の荷物ロッカーの配置に配慮する。
- (7) 荷物ロッカーは、堅牢性等に配慮したうえで、靴や教科書・ノート等が出し入れしやすいように十分なゆとりを確保した広さを確保していく。
- (8) 生徒の荷物調査を実施し、それを踏まえた収納計画を設計前の基本構想を計画する段階から設定することが重要であると認識している。

○ 多様な生徒の居場所・コミュニケーションの場を用意する

- (1) 教科センター方式では、ゆとりある空間として、教室前のオープンスペース、階段ホール、ラウンジ、コーナー、中庭など、校内に様々な場を用意する。生徒は場を自由に選び、自分のリズムで学校生活を組み立てられるようにする。
- (2) 学習障がいや、注意欠陥多動性障がい等を抱える生徒対応として、クールダウンしやすいよう、小部屋やベンチコーナー等を視認性に配慮して配置する。

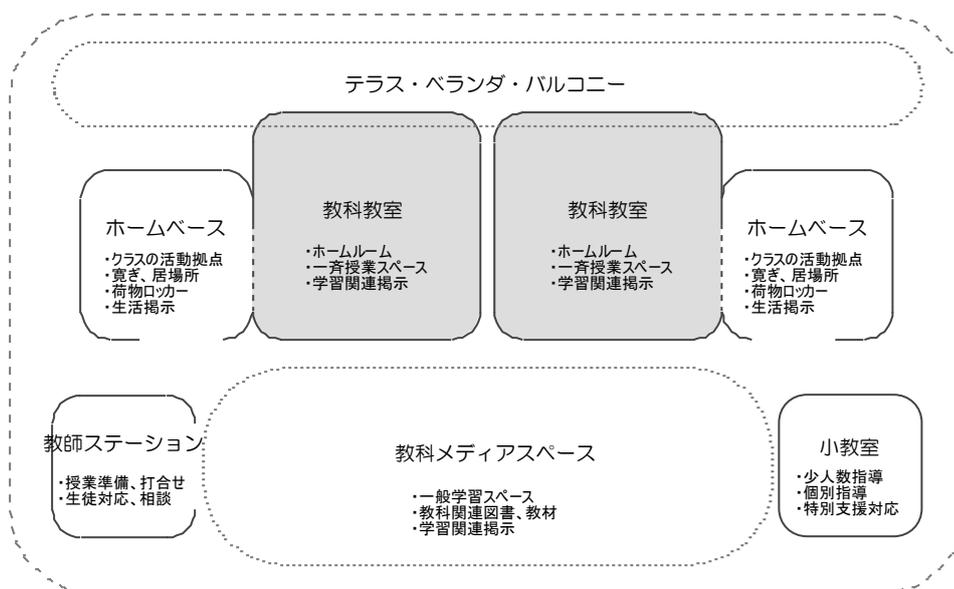


図. 教科センターの構成案

○ 変化のある移動空間をデザインする

- (1) 教室移動に対しては、生徒が落ち着かなくなる、授業に遅れてくる、生徒の把握ができないなどの心配が出されていたが、一般的には、遅れて参集することではなく、むしろ自ら次の教室に向かう行動を通して、積極的な姿勢が育つと評価されている。
- (2) 生徒に対するアンケート調査でも、「教室移動があるため、時間を考えた行動ができるようになってきた」、「早めに教室移動するようになった」「授業が始まるまでに、学びの広場や教室内で勉強の話をするが増えた」といった報告がある。

- (3) さらに、「移動することでリフレッシュできる」、「他のクラスや学年の生徒と知り合うことができる」などの好評価が聞かれている。
- (4) 移動空間を変化と発見のある「魅力的な空間」とする必要がある。適所にラウンジ、ロビー、情報掲示コーナー等の居場所を配置し、また、トイレ等に荷物の置き場を用意するというような心配りのある設計が大切である。
- (5) 移動先では、教科の特色を活かした魅力ある学習環境が生徒を待ち受けていることが大切であり、建築的な配慮は言うまでもなく、運営上の教科の学習環境の演出が求められる。
- (6) なお、区内の中学校は敷地上の制約が大きく、中高層の計画になる可能性もある。この場合、縦移動の負担が増さないように、利用頻度の高い教科を極力、同一階や上下階にまとめるなどの配慮をして、縦移動の負担を減らすように工夫する。
- (7) 魅力的な移動空間を設計すると同時に、効率的な動線計画を立て、計画面積に納まるように平面計画を行うと共に、適正規模の学校づくりを大原則として整備を進めていく。

4. 避難所となる学校づくり

学校は地域の避難所としての役割を持つ。改築等に当たっては、避難所機能を強化する施設整備を行う。施設面の整備と共に、学校と地域の連携・協働を高めて運営面の強化を図る必要がある。

4-1. 指定避難所の考え方

区の指定避難所は次の要件を満たすことを目標とする。

- 発災時に施設利用者及び避難者の安全を守ることのできる耐震性・安全性を有する。
- 東日本大震災クラス地震及び荒川・石神井川の越水等による浸水災害に対応できるよう配慮していく。
- 短期避難所として、数日程度の避難者受け入れ能力を有する。
- 避難生活が中長期化した場合に備え、避難所運営と学校の再開が両立できるようにする。

4-2. 改築時に拡充を検討する施設設備

本来機能である学校の教育活動を最優先するが、改築等に当たっては、次に示す各項目について避難所機能を強化するための将来的な課題として計画時に検討する。

○ ユニバーサルデザイン

- (1) 避難所(避難者が滞在するスペース)へ至る動線はユニバーサルデザインとする。

○ 避難スペースの充実

- (1) 運動場、アリーナ等の体育施設に加えてランチルームや和室を避難所にできるように検討する。
- (2) 畳のある武道場や和室等は、高齢者や障がい者、幼児及びその保護者等「要支援者」のための避難スペースとして利用できるように検討する。

○ 避難所支援機能の強化

- (1) 学校支援地域本部やPTA活動のミーティング室を避難所運営本部としての代用も視野に入れる。
- (2) 主たる避難スペースとなる体育館(アリーナ)と防災備蓄倉庫が近接するような配置計画に配慮する。

- (3) 主たる避難スペースとなる体育館には、庇やピロティ等の半屋外スペースを設け、支援物資の集積・荷捌きが行いやすいように配慮する。
- (4) 体育館及びミーティング室等には、テレビ、インターネット、電話回線等の整備を視野に入れる。
- (5) 断水に備え、受水槽やプールから飲料やトイレ用の水を給水できる設備や、給水車が受水槽や給食調理室の傍に滞留できるように配慮する。
- (6) 避難所生活が必要な場合は、給食調理室や家庭科室（調理室）を炊き出し施設として利用することが想定されるため、体育館の近くに配置する。
- (7) 学校運営に支障がない空間が確保できる場合は、ランチルーム等を避難生活が中長期化した場合の避難スペースとできるように配慮する。

○ トイレ

- (1) 体育館まわりにはトイレを設け、洋式便器を基本とする。
- (2) 学校運営上の支障がないスペースがある場合、体育館まわりに多目的トイレ整備することを視野に入れる。
- (3) 避難者の増加に備え、マンホールトイレを設ける。

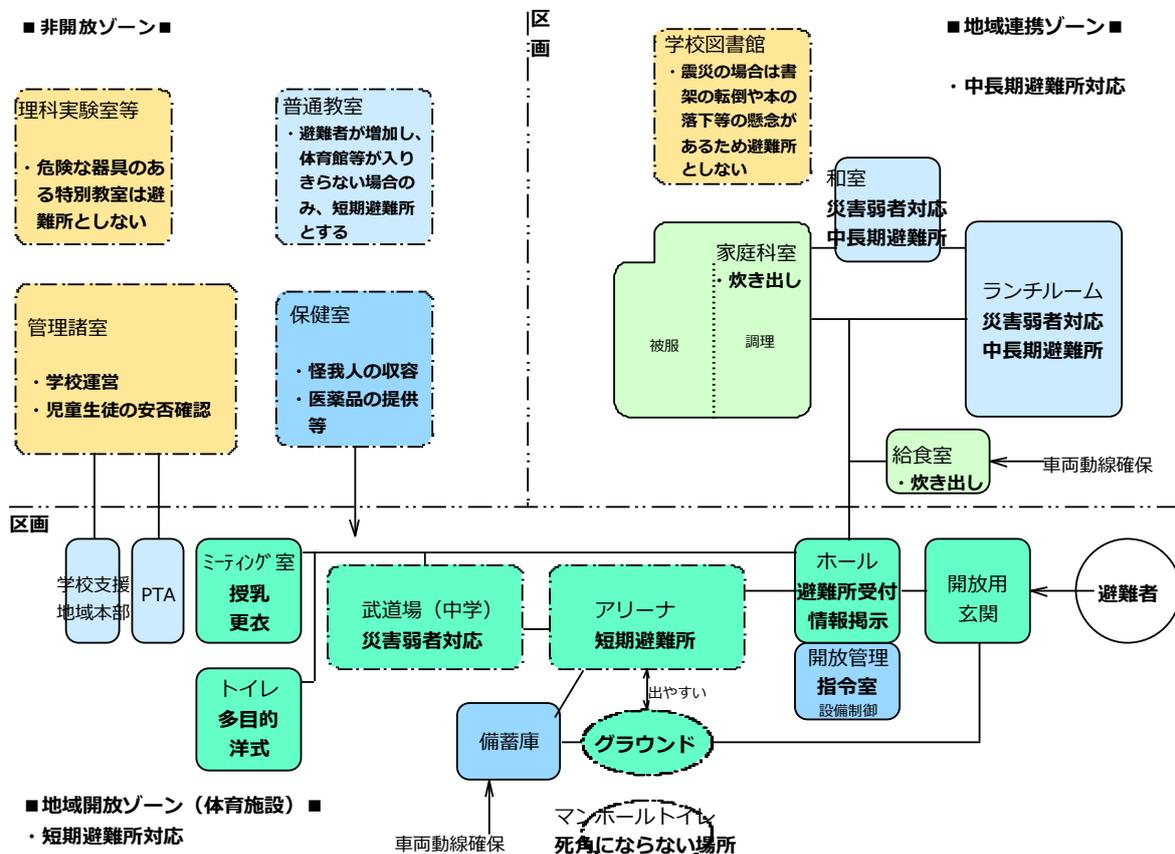


図. 避難所としての管理区分ゾーニング構成案

5. 地域関係者と連携する学校づくり

地域ぐるみで子どもたちを育てるために、学校は地域関係者との連携・協働を強化する必要がある。地域に開かれた学校づくりを目指して、施設整備を行う。

主たる地域開放施設となっている体育館については、近接する場所に学校支援地域本部やPTA活動のミーティング室やトイレ、更衣室等の付帯施設の充実を図る。

次に児童・生徒とPTAや町会等の交流活動の場として、ランチルームや和室、家庭科室等の諸室をまとめてゾーニングし、地域との連携・協働・交流スペースの拡充を図る。

また児童・生徒の放課後の居場所として、学校図書館の活用を図る。教室等から行き来しやすい場所に配置すると共に、開放・連携ゾーンの位置づけについても配慮する。教室や管理諸室等の非開放ゾーンと、開放ゾーン等を明確に分けて、学校施設を開放する場合には、管理区分や戸締り等のセキュリティに伴う学校運営の負担軽減を図る。

5-1. ゾーニングの考え方

次の3つのゾーンに分けて管理区画を設定し、地域連携・協働ゾーンは熟慮する。

非開放ゾーン：普通教室や管理諸室等

地域連携ゾーン：ランチルーム・家庭科室等の交流活動が行いやすい特別教室

児童・生徒の放課後等の居場所として利用しやすい学校図書館など

地域開放ゾーン：体育館、武道場、ミーティング室、運動場等の体育施設

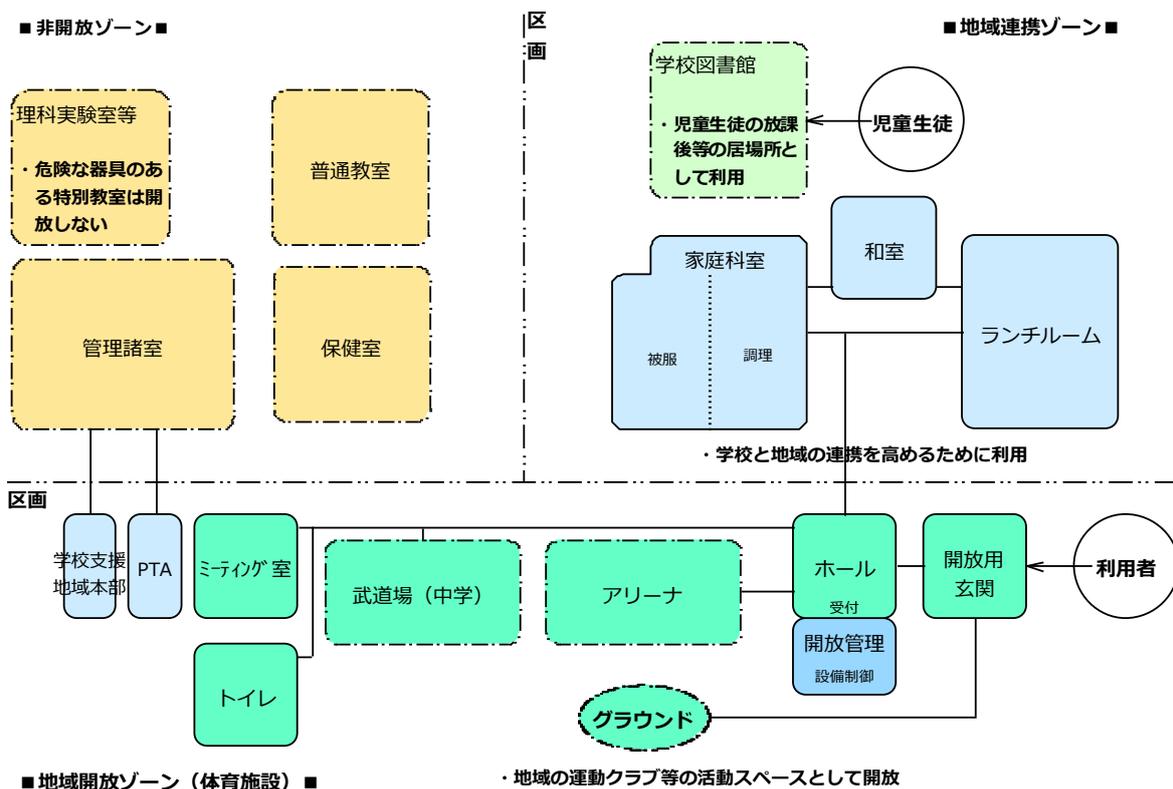


図. 地域と連携・協働する学校施設のゾーニング (案)

○ 地域との連携・協働に関する留意点

- (1) 各ゾーンに位置付ける諸室は、地域の実情や学校敷地の制約条件等を調査して、地域関係者と学校関係者とが継続的・組織的に連携・協働できる範囲を十分協議して決定していく。
- (2) 地域開放ゾーンと避難所の設定を重ね合わせ、普段から学校施設の使い方を地域関係者が把握しやすくすることで、避難所運営が行いやすくなるように計画すると共に、日頃から学校との連携・協働強化に繋がる見守り活動等を活性化する取組を実施する。
- (3) 学校施設の地域利用時に伴う、学校運営の負担を出来る限り少なくするために、管理区画を明確にし、設備制御や機械警備等のシステムを開放時の管理に適した設定とする。

○ 複合化の検討（将来的な課題として提言）

- ◇ 改築や大規模改修の計画段階において、集会所等の周辺公共施設の老朽度や利用状況、周辺の学校運営上で適正規模・適正配置の観点から、学校施設の統合などが進むことや道路環境を含む学校敷地の制約条件等が揃った場合には、現状を把握し地域関係者活動を十分検証したうえで、学校施設の複合化を検討する。
- ◇ その際には、施設面の効率化を図ると同時に公共施設の個別整備計画との整合を図る。さらに、学校施設と他の施設が互いに機能補完ができ、また、単体の施設計画では実現しにくい施設環境を整えられることを、複合化の利点の一つとして捉え、学校施設内の開放ゾーンと他の施設のゾーニングを重ね合わせ、相乗効果が図れる計画を組み立てていく。

6. 特別支援教育に適した学校づくり

平成 18 年 6 月に「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布され、平成 19 年 4 月より施行されている。

「特別支援教育」とは、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的・協働的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うものとされ（文部科学省）、全ての学校において障がいのある幼児・児童・生徒の支援を充実することとされている。

また平成 25 年 6 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成 28 年 4 月 1 日より施行される。

板橋区では小学校 12 校、中学校 7 校で軽度知的障がい児童及び生徒が通う特別支援学級（知的障がい学級）を開設している。通級指導学級については、小学校で聴覚障がい学級、言語障がい学級をそれぞれ 2 校、情緒障がい学級を 6 校開設している。中学校では情緒障がい学級を 2 校（平成 28 年度 1 校新設予定）で開設していて、週 1 回程度対象校に通級する。

また、病弱児童の改善を図るために、全寮制の天津わかしお学校を運営している。一方で、板橋区内には都立志村学園（肢体不自由）、都立高島特別支援学校（知的障がい）、国立筑波大附属桐が丘特別支援学校（肢体不自由）の立地がある。

来年度から平成 30 年度の完全実施に向けて、順次全小学校に特別支援教室を開設し、発達障がい（LD、ADHD 等）を含む特別な支援を必要とする児童を対象として、教員が週 1～2 回程度巡回指導を行う予定である。今後、中学校も同様のシステムを導入していくことも考えられる。

また、発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童・生徒や、外国籍児童・生徒への対応も重要課題として捉えられていて、そのための施設環境を整える必要性が検討課題として認識している。

今後、小・中学校の学校施設の改築・大規模改修を行う場合は、地域の状況にも配慮しながら基本的には、特別支援学級（知的障がい学級）や通級支援学校（拠点校）を開設していく。

6-1. 施設環境の考え方

○ 利用円滑化の推進

- (1) 改築等にあたっては、積極的にユニバーサルデザイン化を図り、利用円滑化を推進する。
- (2) エレベーターとスロープ、手すり等を適切な場所に用意する。
- (3) 各階には、原則として多目的トイレを設ける設計とする。
- (4) 特に、サイン計画には利用円滑化の推進を導入し、見やすい位置に設置する。

○ 特別支援学級（知的障がい学級）

- (1) 小・中学校の学校施設の改築・大規模改修を行う場合は、特別支援学級（知的障がい学級）を開設できる施設環境を整備していく。
- (2) 専用の教室のほか、プレイルームや教材室、シャワーブース、流しスペースやトイレ等を用意する。
- (3) クールダウンが行いやすい小部屋やデン（穴蔵空間）を別に設けることも配慮する。
- (4) 落ち着いた学習環境を維持できると共に、特別支援学級（知的障がい学級）に在籍する児童・生徒が通常学級の児童・生徒と交流活動が図りやすい場所への配置を考慮する。
- (5) 保健室と行き来しやすい場所に、特別支援学級（知的障がい学級）を配置する。

○ 通級指導学級

- (1) 聴覚障がいと言語障がいのそれぞれの指導に適した施設環境を整える。
- (2) 教室は、個別指導に適した小部屋として複数用意する。
- (3) 専用の教材室やトイレ等を用意する。
- (4) 教室内の音響および吸音対策に十分配慮する。
- (5) 家庭で行う訓練を促すために、指導の様子を保護者が確認できる設えにすることも配慮する。
- (6) 他校から通う児童・生徒及びその保護者のために、プライバシーに配慮する。
- (7) 通級時に、同行して来校する保護者の控えスペースに配慮する。

○ 特別支援教室（巡回指導）

- (1) 発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童・生徒への対応は、今後、担当教員が週1~2回程度各校を巡回する指導に変わる予定である。
- (2) 巡回指導は2名以上で行われるため、同時に2か所以上で個別指導を行うことができるように設えを検討し、1教室程度の広さを確保する。

- (3) 在籍する学級教室から離れた、静かで落ち着いた場所に用意する。
- (4) 集中力を持続させることが困難な児童・生徒に対応するため、気分転換するためのコーナーや設えができる広さを確保することに配慮する。
- (5) 広さの確保が困難な場合、近接する会議室や相談室、面談室等と兼用とすることで学校施設全体の利用率を高めた計画としていく。
- (6) 一方で、専用の教材・教具が必要となるため、その保管スペースを確保する。

○ 発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童・生徒への対応

- (1) 通常の学級に在籍する発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童・生徒のためにクールダウンができるような小部屋や空間を教室まわりに設ける計画とする。
- (2) 小部屋や空間は、そのまわりの音が仕切れるようにするとともに、密室や閉鎖空間とならないよう、中に人のいる気配が伝わるような工夫をする。
- (3) 天井を低く設定することや照明の工夫などにより、教室とは雰囲気異なる落ち着いた温かみのある空間づくりを行う。
- (4) 通常学級についても、落ち着いた学習環境になるように配慮を行うことが重要となる。

○ 教員のスペース

- (1) 通常の学級と特別支援担当の教員相互の連携が求められていくため、日常的に交流が図りやすいように、教員スペースを計画していく。
- (2) 職員室は、原則として通常の学級と特別支援学級の教員が同じ空間で執務し、机を配置できる広さを確保する。

○ 保健室・相談室

- (1) 児童・生徒の心理面に配慮し、保健室に隣接して相談室を設ける計画とする。
- (2) 相談室は、児童・生徒の気持ちが落ち着くように温かみのある設えとする。

○ 個別指導、少人数指導スペース

- (1) 利用率を考慮し、会議室や相談室、面談室等と兼用するように計画していく。

7. 今後の学校施設計画に向けて

○ 施設（ハード）と教育活動（ソフト）の連動

- (1) 学校づくりにあたり、施設整備と教育活動を一体的に捉えて、今日的な教育課題を明確にし、将来的な教育活動の場として学校運営に適した施設環境を整える。
- (2) 学校施設の構成は、基本的な学校機能を充足しつつ、学校適正配置に即した規模を基本として、付加できる機能（オープンスペース、ゆとりある空間の活用など）を補助基準の加算値を上限として設定する。（その他は、加算値を超える場合もある。）
- (3) 地域ごとの特徴、景観への配慮、地域文化活動を考慮した施設計画とする。
- (4) 施設計画の段階から、学校運営の方向性を定めるために教育委員会事務局の方針を明確にし、学校経営の準備とサポートを含め、教育活動の運営に十分配慮する。

○ 将来的な展望を見据えた機能充実

- (1) 学校施設を計画する学校用地の面積に応じ、より良い教育施設としての整備を考慮し、HACCPの導入と運営を検討して可能な限り導入する。
- (2) 学校施設は、面積規模の大きな建築物であることを考慮し、低炭素社会の実現や利用円滑化の推進にも考慮し、誰にでも利用しやすい施設としていく。
- (3) 環境配慮の設備整備は、環境教育活動を考慮した設備を採用し、エネルギーの利用状況を可視化できるよう整備していく。
- (4) 学校の基本的な機能を活用した、多分野への将来的な対応を考慮しつつ、施設の仕様の平準化を進め、費用対効果の高い整備方法を常に念頭に置き計画する。

○ 教育環境の向上とデザイン

- (1) 学校づくりを進めるうえで、計画する学校の伝統を考慮しつつ、既存校舎にある「記念樹木」や「周年記念の作品」の移設にも考慮し、保存を配慮していく。
- (2) 学校施設は、面積規模の大きな建築物であることを考慮し、低炭素社会の実現や利用円滑化の推進にも考慮し、誰にでも利用しやすい施設としていく。

【参考】 ◆スケジュール(実績及び予定)

* 近年竣工している学校の状況と、今後の予定を年表に示す

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27 【指針策定】	H28	H29	H30	H31	H32
	3校調整会議										小学校2校 中学校3校 実績検証
	中台中【設計】				中台中【改築工事】						
	赤塚二中【設計】	赤塚二中【改築工事】			小中学校2校 状況調査		上二中【設計】		上二中【改築工事】		
	板橋一小【設計】	板橋一小【改築工事】					板十小【設計】		板十小【改築工事】		
		板橋三中【改築】				標準設計 指針の策定					東京オリンピック・パラリンピック▲

おわりに

今回の「板橋区立学校施設標準設計指針～基本理念編～」は、教育委員会事務局として整備してきた実績を検証し、今後の学校改築・大規模改修に反映していくことを目標に定めている。

特に、板橋第一小学校、赤塚第二中学校、中台中学校の3校改築の成果を礎として、さらに、複数の大規模改修を含めたさまざまな整備工事を評価・検証することにより、今後の学校施設の改築・改修について、これまで蓄積してきた知識や経験を整理したうえで、これらのノウハウを効果的、効率的に生かしていく。

さらに、これから始まる新しい学校づくり計画に結びつけるため、詳細な施設整備の標準化や景観配慮に合致した「標準仕様」を整備していく。

学校施設の改築は、その学校における「授業革新」を含めたすべての教育活動を大きく見直す最大限のチャンスとなる。教育活動を見直し「授業革新」を進めるツールは、ICT技術の導入や教育活動での授業改善など多岐にわたる。

今まで述べてきたように、学校施設の改築という大きな事業は、数十年に一度、あるかないかの大きな機会と位置づけることができる。学校施設全体を大きな「教具」として捉えるなら、施設改築はまたとない大きな教具購入のチャンスとなる。

これからの学校づくりは、学校施設として最低限の機能に加えて、通学する児童・生徒の「学びの場」として教室単位の空間から、学校全体へと広がる可能性を含んでいる。こうした中で、施設面からの取組みとして、学習方法や授業改善など、あらゆる方策からの検証・検討を行う必要がある。授業革新は教員の意識改革が必要で、学校が変化するまたとない機会であることを共有し、施設更新の準備を進めることが重要である。

この後に改築する2校を含め、教員・地域などの特性や児童・生徒の変容、学力向上などの「成果」について十分な検証を行う必要がある。特に、オープンスペースや教科センターの方式を採用した学校運営は、教員を充実する手当が課題となっている。その上で、今後の学校づくりの大きな方針を決める足がかりとしていく。

そのために、この指針に記した方針を基に、学校施設を計画・設計する設計事務所のノウハウや技能を最大限に活用する仕組み、手順をさらに整え、設計を妨げることなく、整備費用の低減や施設保全の長期的な計画の立案まで考慮し、公共施設整備に関するマスタープランに基づく「個別整備計画」との整合を図り、詳細な「資料編」の整理に結び付けていくために、大きな方向性を見出すものである。

参考資料

1. 板橋区立学校施設標準設計指針検討会設置要綱

(平成 27 年 9 月 1 日 区長決定)

(設置)

第 1 条 平成 26 年 2 月に板橋区教育委員会で決定した「いたばし魅力ある学校づくりプラン」に基づき、今後の学校施設改築事業を計画的に推進し、一貫性のある学校施設整備を進めていくため、標準設計指針の策定を目的として、「板橋区立学校施設標準設計指針検討会」(以下、「検討会」という。)を設置する。

(検討事項)

第 2 条 検討会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 「板橋区立学校施設標準設計指針」の策定に関すること。
- (2) 魅力ある学校づくり協議会(上板橋第二中学校・向原中学校)及び板橋区立板橋第十小学校改築検討会の二校調整会議に関すること。

(構成)

第 3 条 検討会は別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 検討会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は教育委員会事務局次長の職にある者をもって充て、副会長は政策経営部技術担当部長(資産活用課長事務取扱)の職にある者をもって充てる。
- 4 会長は会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(召集等)

第 4 条 検討会は、会長が召集する。

- 2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 検討会の庶務は教育委員会事務局新しい学校づくり課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会事務局次長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

別表

職	所属	氏名
会長	教育委員会事務局次長	寺 西 幸 雄
副会長	政策経営部 技術担当部長	岩 田 雅 彦
委員	政策経営部 財政課長	林 栄 喜
委員	政策経営部 営繕課長	荻 野 守
委員	小学校校長会会長	田郷岡 正 秀
委員	中学校校長会会長	上 倉 敏 郎
委員	教育委員会事務局 教育総務課長	小 林 緑
委員	教育委員会事務局 学務課長	榎 木 恭 子
委員	教育委員会事務局 指導室長	栗 原 健
委員	教育委員会事務局 新しい学校づくり課長	新 部 明
委員	教育委員会事務局 学校地域連携担当課長	木 内 俊 直
委員	教育委員会事務局 学校配置調整担当課長	水 野 博 史
委員	教育委員会事務局施設整備担当副参事及び 政策経営部教育営繕担当課長の職を兼ねる者	荒 張 寿 典
委員	教育委員会事務局 教育支援センター長	新 井 陽 子

2. 板橋区立学校施設標準設計指針検討会 検討の記録

	開催年月日	主な議題
第1回	平成27年 9月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・板橋区立学校施設標準設計指針策定会議の検討項目について ・会議スケジュールについて ・策定会議の位置付けについて ・改築2校(※1)進捗状況について ・新しい学校運営方式、教科センター方式検証報告について
第2回	平成27年 11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・改築2校進捗状況について ・改築4校(※2)の調査報告について ・いたばしの教育ビジョンについて ・魅力ある学校づくりの基本方針について ・魅力ある学校づくりに向けて(計画の組立・計画面積)
第3回	平成27年 12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・改築4校の調査報告について ・魅力ある学校づくりに向けて(計画の組立・計画面積・計画要素) ・改築2校進捗状況について
第4回	平成28年 1月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援の考え方について ・「(仮称)板橋区学校施設整備についての考え方」について ・改築2校進捗状況について
第5回	平成28年 2月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・改築2校進捗状況について ・「(仮称)板橋区学校施設整備についての考え方」について
第6回	平成28年 3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・板橋区立学校施設標準設計指針まとめ

※1 板橋第十小学校、上板橋第二中学校・向原中学校

※2 板橋第一小、大谷口小、板橋第三中学校、赤塚第二中学校